

野田市地域防災計画

新旧対照表

平成30年度修正

野田市防災会議

修 正 前	
震災編、風水害編、大規模事故編	頁 全ページ
【共通事項】	
(字句修正) 「り災」	

修 正 後	
修 正 理 由 字句の修正するもの	
【共通事項】	
『罹災証明書等交付要綱制定に伴う文言の整理』 (字句修正) 「り災」→「罹災」	

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民等、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p>	<p>修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの</p> <p>市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民等、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p>また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p>

修 正 前		修 正 後
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関	頁 震－4～5	修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
<p>第3 指定地方行政機関</p> <p>1. 関東管区警察局 (略)</p> <p>2. 関東財務局千葉財務事務所 (略)</p> <p>3. 関東信越厚生局 (略)</p> <p>4. 関東農政局</p> <p>(1) 災害予防</p> <p>ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること</p> <p>イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</p> <p>(2) 応急対策</p> <p>ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること</p> <p>イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること</p> <p>ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること</p> <p>エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること</p> <p>オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</p> <p>(3) 復旧対策</p> <p>ア 災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること</p> <p>イ 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること</p> <p>(4) その他</p> <p>ア 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること</p> <p>イ 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）</p> <p>5. 関東森林管理局 (略)</p> <p>6. 関東経済産業局 (略)</p>	<p>第3 指定地方行政機関</p> <p>1. 関東管区警察局 (略)</p> <p>2. 関東総合通信局</p> <p>(1) 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営に関すること</p> <p>(2) 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出しに関すること</p> <p>(3) 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施に関すること</p> <p>(4) 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供に関すること</p> <p>3. 関東財務局千葉財務事務所 (略)</p> <p>4. 関東信越厚生局 (略)</p> <p>5. 千葉労働局 (略)</p> <p>6. 関東農政局</p> <p>(1) 農業関係、卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること</p> <p>(2) 応急用食料・物資の支援に関すること</p> <p>(3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること</p> <p>(4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること</p> <p>(5) 飼料、種子等の安定供給対策に関すること</p> <p>(6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること</p> <p>(7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること</p> <p>(8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること</p> <p>(9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること</p> <p>(10) 被害農業者に対する金融対策に関すること</p>	

修 正 前		修 正 後
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関	頁 震－5～6	修 正 理 由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
7. 関東東北産業保安監督部（略） 8. 関東運輸局（略） 9. 東京管区気象台 (1) 気象、水象に伴う災害に関する気象資料の提供に関すること (2) 異常気象時における予報及び警報等の発令・通報に関すること (3) 災害発生時における気象観測資料の提供に関すること 10. 関東地方整備局（略） 11. 関東総合通信局（略） 12. 千葉労働局（略）		<p>7. 関東森林管理局（略） 8. 関東経済産業局（略） 9. 関東東北産業保安監督部（略） 10. 関東地方整備局（略） 11. 関東運輸局（略） 12. 関東地方測量部 (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること 13. 東京管区気象台 (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること </p>

修 正 前		修 正 後
震災編 第1章 総則 第4節 想定地震と被害想定 第2 被害想定	頁 震-17	修正理由 土地改良区の解散に伴うもの
第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. (略) 12. 東葛北部、五駄、南部、江川、福田、木野崎の各土地改良区 13. (略) 14. (略) 15. (略)		第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者 1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) 6. (略) 7. (略) 8. (略) 9. (略) 10. (略) 11. (略) 12. 東葛北部、五駄、南部、江川の各土地改良区 13. (略) 14. (略) 15. (略)

修 正 前		修 正 後
震災編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第8 市民等及び事業所等	頁 震-10~11	修正理由 市地域防災計画第2章第7節第1の1との整合を図るもの
<p>1. 市民等 (1) (略) ア (略) イ (略) ウ 食料・飲料水等の備蓄 (3日分以上) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>2. 自主防災組織 (略)</p> <p>3. 事業所 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 従業員3日分の食料及び飲料水等の備蓄を行うこと</p> <p>4. ボランティア団体 (略)</p>	<p>1. 市民等 (1) (略) ア (略) イ (略) ウ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品・福祉用具等の備蓄 (最低3日分以上) エ (略) オ (略) カ (略) キ (略) ク (略) (2) (略) (3) (略)</p> <p>2. 自主防災組織 (略)</p> <p>3. 事業所 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) 従業員3日分の食料、飲料水、生活必需品及び医薬品等の備蓄を行うこと</p> <p>4. ボランティア団体 (略)</p>	

修 正 前		
震災編 第1章 総則 第3節 災害環境 第3 社会環境		頁 震-12
1. 人口 本市の人口と世帯数は、平成29年4月1日現在、154,772人、66,237世帯である。		
2. 土地利用 本市の面積は、103.55 km ² であり、土地利用の状況は次のとおりである。 <土地利用の状況> (平成29年1月1日現在)		
	面 積 (m ²)	割合 (%)
田	12,959,010	12.5
畠	17,755,241	17.2
宅地	24,253,425	23.4
池沼	295,502	0.3
山林	5,903,547	5.7
原野	129,214	0.1
雑種地	11,779,920	11.4
その他	30,474,141	29.4

修 正 後		
修 正 理 由 人口及び土地利用を時点修正するもの		
1. 人口 本市の人口と世帯数は、平成30年4月1日現在、154,348人、67,122世帯である。		
2. 土地利用 本市の面積は、103.55 km ² であり、土地利用の状況は次のとおりである。 <土地利用の状況> (平成30年1月1日現在)		
	面 積 (m ²)	割合 (%)
田	12,915,313	12.5
畠	17,449,401	16.9
宅地	24,383,993	23.5
池沼	295,653	0.3
山林	5,799,165	5.6
原野	122,771	0.1
雑種地	11,994,874	11.6
その他	30,588,830	29.5

修 正 前						
震災編 第1章 総則 第3節 災害環境 第4 既住灾害			頁 震-13			
1. 地震の履歴						
略						
〈千葉県における地震災害の履歴〉						
年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害		
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	(略)	(略)		
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	(略)	(略)		
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	(略)	(略)		
1923 大正 12	9. 1	関東地震	(略)	(略)		
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波	(略)	(略)		
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖 (日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。 死者 2 人、負傷者 144 人、住家全壊 16 戸、墳砂現象多数。		
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	(略)	(略)		
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	(略)	(略)		
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖 (震源の深さ：24km)	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7 km^2 に達した。死者は 20 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 251 名。		
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	(略)	(略)		

(千葉県地域防災計画を編集)

修 正 後				
修正理由 県地域防災計画見直しに伴うもの				
1. 地震の履歴				
略				
〈千葉県における地震災害の履歴〉				
年	月日	地震名	地震の規模	千葉県の主な被害
1703 元禄 16	12. 31	元禄地震	(略)	(略)
1854 安政 1	12. 23	安政東海地震	(略)	(略)
1855 安政 2	11. 11	安政江戸地震	(略)	(略)
1923 大正 12	9. 1	関東地震	(略)	(略)
1960 昭和 35	5. 23	チリ地震津波	(略)	(略)
1987 昭和 62	12. 17	千葉県東方沖地震	M6.7 震源：千葉県東方沖 (日本海溝)	山武郡、長生郡、市原市を中心に被害。 死者 2 人、負傷者 161 人、住家全壊 16 戸、墳砂現象多数。
2005 平成 17	4. 11	千葉県北東部地震	(略)	(略)
2005 平成 17	7. 23	千葉県北西部地震	(略)	(略)
2011 平成 23	3. 11	東北地方太平洋沖地震	M9.0 震源：三陸沖 (震源の深さ：24km)	東京湾岸の埋立地や利根川沿いの低地等においては、地盤の液状化が発生、九十九里地域に押し寄せた津波は、山武市では海岸線から 3 km 近くの陸域にまで到達し、利根川では河口から 18.8 km まで遡上、浸水面積は九十九里地域（銚子市～いすみ市）で 23.7 km^2 に達した。死者は 22 名（内、津波による死者 14 名）、行方不明者 2 名（津波による）、負傷者 261 名。
2012 平成 24	3. 14	千葉県東方沖地震	(略)	(略)

(千葉県地域防災計画を編集)

修 正 前															
震災編 第1章 総則 第3節 災害環境 第4 既住灾害	頁 震-14														
2. 東日本大震災の被害 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。 この地震により、全国で死者16,278人、行方不明者2,994人、負傷者6,179人、住家被害は、全壊129,198棟、半壊254,238棟、一部破損715,192棟、千葉県でも死者・行方不明者22人、負傷者251人、住家全壊798棟、半壊9,924棟などの被害が発生した（平成24年3月31日現在）。 また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心で放射性物質の降下の影響が発生した。 本市では、震度5強の揺れを記録し、次の被害が発生した。 〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉															
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>被害の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td><td>死者1人、軽傷者5人</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟</td></tr> <tr> <td>道路の亀裂、陥没等</td><td>96箇所</td></tr> <tr> <td>利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等</td><td>24箇所</td></tr> <tr> <td>ブロック塀等の損壊</td><td>30箇所</td></tr> </tbody> </table>		項目	被害の概要	人的被害	死者1人、軽傷者5人	火災	1件	住家被害	全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟	道路の亀裂、陥没等	96箇所	利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24箇所	ブロック塀等の損壊	30箇所
項目	被害の概要														
人的被害	死者1人、軽傷者5人														
火災	1件														
住家被害	全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟														
道路の亀裂、陥没等	96箇所														
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24箇所														
ブロック塀等の損壊	30箇所														

修 正 後															
修 正 理 由 消防庁報告に伴うもの															
2. 東日本大震災の被害 平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）は、マグニチュード9.0の大規模な地震で太平洋側に大きな被害をもたらした。 この地震により、全国で死者19,630人、行方不明者2,569人、負傷者6,230人、住家被害は、全壊121,781棟、半壊280,962棟、一部破損744,530棟、千葉県でも死者・行方不明者24人、負傷者261人、住家全壊801棟、半壊10,152棟などの被害が発生した（平成30年3月1日現在、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震第157報別紙出典）。	また、津波に伴う福島第一原子力発電所の事故により周辺地域での広域避難、東北～関東一帯を中心で放射性物質の降下の影響が発生した。 本市では、震度5強の揺れを記録し、次の被害が発生した。 〈東北地方太平洋沖地震での本市の被害〉														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>被害の概要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>人的被害</td><td>死者1人、軽傷者5人</td></tr> <tr> <td>火災</td><td>1件</td></tr> <tr> <td>住家被害</td><td>全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟</td></tr> <tr> <td>道路の亀裂、陥没等</td><td>96箇所</td></tr> <tr> <td>利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等</td><td>24箇所</td></tr> <tr> <td>ブロック塀等の損壊</td><td>30箇所</td></tr> </tbody> </table>		項目	被害の概要	人的被害	死者1人、軽傷者5人	火災	1件	住家被害	全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟	道路の亀裂、陥没等	96箇所	利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24箇所	ブロック塀等の損壊	30箇所
項目	被害の概要														
人的被害	死者1人、軽傷者5人														
火災	1件														
住家被害	全壊1棟、半壊6棟、一部破損1,931棟														
道路の亀裂、陥没等	96箇所														
利根川・江戸川等の堤防の法面の崩れ等	24箇所														
ブロック塀等の損壊	30箇所														

修 正 前															
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第1 地域防災力の向上	頁 震-19~21														
1. 市民の役割（自助） 略 〈市民の活動〉															
<table border="1"> <tr><td>平</td><td>ア (略)</td></tr> <tr><td>常</td><td>イ (略)</td></tr> <tr><td>時</td><td>ウ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分以上）</td></tr> <tr><td></td><td>エ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>オ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>カ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>キ (略)</td></tr> </table>		平	ア (略)	常	イ (略)	時	ウ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分以上）		エ (略)		オ (略)		カ (略)		キ (略)
平	ア (略)														
常	イ (略)														
時	ウ 飲料水、食料、生活必需品等の備蓄（3日分以上）														
	エ (略)														
	オ (略)														
	カ (略)														
	キ (略)														
2. 事業所の役割（自助） (1) 略 〈事業所の活動〉															
<table border="1"> <tr><td>平</td><td>ア (略)</td></tr> <tr><td>常</td><td>イ (略)</td></tr> <tr><td>時</td><td>ウ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>エ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>オ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>カ 帰宅困難時に備えた備蓄（飲料水、食料、生活必需品等）</td></tr> <tr><td></td><td>キ (略)</td></tr> </table>		平	ア (略)	常	イ (略)	時	ウ (略)		エ (略)		オ (略)		カ 帰宅困難時に備えた備蓄（飲料水、食料、生活必需品等）		キ (略)
平	ア (略)														
常	イ (略)														
時	ウ (略)														
	エ (略)														
	オ (略)														
	カ 帰宅困難時に備えた備蓄（飲料水、食料、生活必需品等）														
	キ (略)														
3. 自主防災組織（共助） (略)															
4. 市の防災組織（公助） (1) (略) (2) (略) (3) 業務継続計画（震災編）の作成 総務部は、大規模地震等が発生した場合において、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、市役所の機能を維持し行政サービスを提供するため業務継続計画（震災編）の作成を検討する。															

修 正 後															
修正理由 市地域防災計画第2章第7節第1の1との整合を図るもの															
1. 市民の役割（自助） (略) 〈市民の活動〉															
<table border="1"> <tr><td>平</td><td>ア (略)</td></tr> <tr><td>常</td><td>イ (略)</td></tr> <tr><td>時</td><td>ウ 食料、飲料水、生活必需品、医薬品、福祉用具等の備蓄（最低3日分以上）</td></tr> <tr><td></td><td>エ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>オ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>カ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>キ (略)</td></tr> </table>		平	ア (略)	常	イ (略)	時	ウ 食料、飲料水 、生活必需品、 医薬品、福祉用具 等の備蓄（ 最低 3日分以上）		エ (略)		オ (略)		カ (略)		キ (略)
平	ア (略)														
常	イ (略)														
時	ウ 食料、飲料水 、生活必需品、 医薬品、福祉用具 等の備蓄（ 最低 3日分以上）														
	エ (略)														
	オ (略)														
	カ (略)														
	キ (略)														
2. 事業所の役割（自助） (1) 略 〈事業所の活動〉															
<table border="1"> <tr><td>平</td><td>ア (略)</td></tr> <tr><td>常</td><td>イ (略)</td></tr> <tr><td>時</td><td>ウ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>エ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>オ (略)</td></tr> <tr><td></td><td>カ 帰宅困難時に備えた備蓄（食料、飲料水、生活必需品、医薬品等）</td></tr> <tr><td></td><td>キ (略)</td></tr> </table>		平	ア (略)	常	イ (略)	時	ウ (略)		エ (略)		オ (略)		カ 帰宅困難時に備えた備蓄（ 食料、飲料水 、生活必需品、 医薬品 等）		キ (略)
平	ア (略)														
常	イ (略)														
時	ウ (略)														
	エ (略)														
	オ (略)														
	カ 帰宅困難時に備えた備蓄（ 食料、飲料水 、生活必需品、 医薬品 等）														
	キ (略)														
3. 自主防災組織（共助） (略)															
4. 市の防災組織（公助） (1) (略) (2) (略) (3) 業務継続計画（震災編）の作成 総務部は、大規模地震等が発生した場合において、迅速かつ的確な応急対策を講じつつ、市役所の機能を維持し行政サービスを提供するため業務継続計画（震災編）の 実施の推進及び検討 上、必要がある場合は修正する。															

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の整備 第2 情報連絡体制の整備	頁 震-22	修正理由 組織変更に伴うもの
1. (略) 2. (略) 3. 非常通信体制の整備強化 県、市及び防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、千葉県地区非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。 4. (略)		1. (略) 2. (略) 3. 非常通信体制の整備強化 県、市及び防災関係機関は、災害時に自己の所有する無線通信施設又は一般加入電話等が使用できないとき又は使用が困難になった場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図るものとし、 関東地方 非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備拡充に努める。 4. (略)

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第3節 地震灾害予防対策 第1 土砂灾害の防止	頁 震-27	修 正 理 由 土砂灾害防止法の改正に伴うもの
1. 土砂灾害区域の公表 略 2. 土砂灾害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備 (1) 略 (2) 略		1. 土砂灾害区域の公表 (略) 2. 土砂灾害警戒区域等の指定と警戒避難体制の整備、要配慮者利用施設における避難支援体制 (1) (略) (2) (略) (3) 要配慮者利用施設における避難支援体制 土砂灾害警戒区域等内に要配慮者利用施設で土砂灾害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地について定める。名称及び所在地を定めた施設については、当該施設の所有者又は管理者に対し、土砂灾害に関する情報、予報及び警報、避難勧告等の情報の伝達を定めるとともに、当該区域内における要配慮者に対する避難支援体制の確立に努める。

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第4節 火災の防止 第2 初期消火	頁 震-31	修 正 理 由 住宅用防災機器の名称変更に伴うもの
1. 消防用施設の適正化 (略) 2. 消火器等の普及 (略) 3. 住宅用火災報知器等の普及促進 住宅用火災報知器の住宅への設置促進、防炎製品の活用の啓発を図る。 さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。 4. 一般家庭に対する指導 (略)	1. 消防用施設の適正化 (略) 2. 消火器等の普及 (略) 3. 住宅用火災警報器等の普及促進 住宅用火災警報器の住宅への設置促進、防炎製品の活用の啓発を図る。 さらに、復電時における通電火災を防止するため、関係機関と連携し、通電火災防止対策を推進する。 4. 一般家庭に対する指導 (略)	

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第2章 災害予防計画 第6節 防災施設の整備 第1 指定緊急避難場所の整備</p> <p>1. 指定緊急避難場所の指定及び解除 現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。 市民生活部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。 また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定する。</p> <p>2. 指定避難所の整備 市民生活部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）により、次のような設備の整備に努める。 (1) (略) (2) (略) (3) 医療救護所、通信機器等施設・設備の整備に努める。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) 指定避難所の効率的な管理のために、県が策定した「災害時における避難所運営の手引き」を参考に避難所運営マニュアルを策定する。</p>	<p>震 - 3 7</p> <p>修 正 理 由 野田市避難所運営マニュアル制定に伴うもの</p> <p>1. 指定緊急避難場所の指定及び解除 現在、指定緊急避難場所として、学校や公園等が指定されている。 市民生活部は、今後、人口分布や指定緊急避難場所周辺の防災環境の変化や公共施設の設置状況等に応じて新たな指定緊急避難場所の指定、選定済みの指定緊急避難場所の解除を行う。 また、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）での生活が困難な避難行動要支援者等に対応するため、福祉避難所を指定する。</p> <p>2. 指定避難所の整備 市民生活部は、指定緊急避難場所に指定した建物（指定避難所）については、「災害時における避難所運営の手引き」（平成21年10月 千葉県）により、次のような設備の整備に努める。 (1) (略) (2) (略) (3) 通信機器等施設・設備の整備に努める。 (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) 指定避難所の効率的な管理のために、野田市避難所運営マニュアルを周知し、適切な避難所運営を図り、必要に応じて適宜見直す。</p>

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第6節 防災施設の整備 第2 避難路の整備	頁 震-38	修 正 理 由 日本工業規格の災害種別図記号の追加に伴うもの
土木部、都市部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備も推進する。		土木部、都市部は、指定緊急避難場所へ安全に避難できるよう、避難路の安全性の点検及び避難誘導標識の設置等、整備に努める。 なお、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。 また、歩道や火災延焼防止効果のある街路樹等の整備を推進する。

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第6節 防災施設の整備 第3 ヘリコプター臨時離発着場の整備	頁 震-38	修 正 理 由 医療救護所の設置に伴うもの
市民生活部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る。 特に、使用の際に混乱が予想される指定避難所の臨時離発着場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。		市民生活部は、物資や傷病者の搬送のために、ヘリコプター臨時離発着場の指定及び見直しを図る。 特に、使用の際に混乱が予想される 医療救護所及び 指定避難所の臨時離発着場については、避難市民の安全性等を考慮し指定緊急避難場所と臨時離発着場の区別等所要の措置を講じる。

修 正 前	修 正 後
<p>震災編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p>第7節 応急対策の環境整備</p> <p>第1 備蓄・物流対策</p> <p>1. 家庭や事業所等における備蓄の促進 (略)</p> <p>2. 行政備蓄の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県との情報の共有 県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、中央防災センターほか県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。 市民生活部は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。</p>	<p>修正理由 中央防災センター廃止に伴うもの</p> <p>1. 家庭や事業所等における備蓄の促進 (略)</p> <p>2. 行政備蓄の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 県との情報の共有 県は、市町村の備蓄を補完及び災害応急活動を円滑に実施するため、千葉県西部防災センターを含め、県下 13 箇所及び県内 10 市町村に分散して物資等を備蓄している。 市民生活部は、千葉県防災情報システムの中の「物資管理情報システム」により備蓄情報を共有化し、県の備蓄等の活用を図る。</p>

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備の整備 第2 救急・救護・保健衛生体制の整備	頁 震-40、41	修 正 理 由 災害医療救護活動の修正に伴うもの
<p>1. 市民等の救護能力の向上 (略)</p> <p>2. 応急医療体制の整備</p> <p>(1) 応急救護体制の整備 保健福祉部は、野田市医師会等との協議により医療救護所の設置場所を定める。</p> <p>(2) 協力体制の構築 保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター、日本赤十字社千葉県支部及び救震災編災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備急性病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、保健福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。</p> <p>(3) 医薬品等の確保 保健福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、市医師会、市歯科医師会、市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受け入れ体制等の整備に努める。</p> <p>市民生活部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用 MCA 無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。</p> <p>3. 保健衛生体制の整備 健康福祉センターは、平常時から市と連携し、指定避難所等における予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。</p>	<p>1. 市民等の救護能力の向上 (略)</p> <p>2. 応急医療体制の整備</p> <p>(1) 応急救護体制の整備 保健福祉部は、野田市医師会等と連携し応急体制に必要となる医療救護所や後方医療機関を確保する。また、野田市医師会等との協議により医療救護所の設置場所を定める。</p> <p>(2) 協力体制の構築 保健福祉部は、野田市医師会、野田健康福祉センター等の関係機関と応急医療体制の整備や訓練等の協議を行う場を設け、応急医療体制の充実・強化を図る。</p> <p>日本赤十字社千葉県支部及び救急病院等医療機関との相互協力体制を確立する。また、保健福祉部は、医師会等と協議し応急医療活動を効果的に行うために必要な「災害時医療救護活動マニュアル」を策定する。</p> <p>(3) 医薬品等の確保 保健福祉部は、災害時の応急医療救護活動において必要な医薬品について医療救護所を設置する医療機関に備蓄するほか、野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会等関係団体と協力し医薬品及び医療資器材の確保・供給体制の整備に努める。また、県が千葉県医薬品卸協同組合等と締結した災害協定に基づき、市内の医薬品等が不足した場合等に円滑に供給されるように、県への要請や市内の受け入れ体制等の整備に努める。</p> <p>市民生活部は、医療救護所を設置する医療機関に、医療救護所の設置に必要なテント、発電機及び防災用 MCA 無線機を整備するとともに、備蓄倉庫に毛布等を備蓄する。</p> <p>(4) 参集体制等の整備 保健福祉部は、医療救護所における応急処置や負傷者のトリアージ等の医療救護活動を行う医療救護班の編成を行うため、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部と協議し参集方法等の初動医療体制の確立を図る。</p> <p>また、野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部は、災害時に備えた緊急連絡網の整備を行う。</p> <p>(5) 災害医療コーディネーター 市長は、野田市医師会から災害医療に精通した者の推薦を受け、災害医療コーディネーターを委嘱する。</p> <p>(災害医療コーディネーターの主な業務)</p> <p>(ア) 平時 ○保健福祉部長に災害医療体制の整備、災害医療に関する訓練に関し助言を行う。</p> <p>(イ) 災害時 ○救護本部において救護本部長に助言及び調整を行う。 ○野田市医師会、野田市歯科医師会、野田市薬剤師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等の救護活動団体に指示及び調整を行う。</p> <p>(6) 調剤業務の事業継続の推進 薬剤師会は、災害による被害を最小限に留める対策を図り、発災後は速やかに調剤業務の再開が行えるよう会員の業務継続計画の策定を推進する。</p> <p>3. 保健衛生体制の整備 野田健康福祉センターは、平時から保健福祉部と連携して、避難所等における感染症等の予防活動や心のケア等のチーム編成等の体制の整備に努める。</p>	

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第5 ボランティア受入れのための環境整備	頁 震-42	修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
1. 受入れ体制等の整備 <p>保健福祉部は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう野田市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。</p>	1. 受入れ体制等の整備 <p>保健福祉部は、災害時のボランティアの受入れや活動の調整及び運営が円滑に行われるよう野田市社会福祉協議会等の関係団体と協議して、災害ボランティアセンターの設置場所、必要な資機材の確保、運営方法等の受入れ体制を整備する。</p> <p>また、社会福祉協議会、地元や外部から被災地入りしているNPO・NGO等のボランティア団体等と、情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアを行っている者の生活環境について配慮するものとする。</p>	

修 正 前		修 正 後
震災編 第2章 災害予防計画 第7節 応急対策の環境整備 第6 広域応援体制の整備	頁 震-42	修正理由 千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づくもの
1. 広域応援協定の締結 市民生活部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町村と相互応援協定の締結を図る。 2. 受入れ体制の整備 市民生活部は、災害時に消防や自治体の応援を受け入れるための、集結地の選定や対応方法など受入れ体制を検討する。		1. 広域応援協定の締結 市民生活部は、大規模な災害を想定して、遠隔地の市町と相互応援協定の締結を図る。 また、災害の想定等により、必要に応じて近隣の市町村の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣の市町村に設けるよう検討する。 2. 受入れ体制の整備 市民生活部は、災害時に消防や自治体の応援を受け入れるための、集結地の選定や対応方法など受入れ体制を検討する。 市民生活部は、災害の想定等に応じて、円滑に救援部隊や他の地方公共団体及び防災関係機関からの応援を受けることができるよう、受援先の指定、受援に関する連絡・要請の手順、災害対策本部との役割分担・連絡調整体制、応援機関の活動拠点、応援要員の集合・配置体制や資機材等の集積・輸送体制等について必要な準備を整えた受援計画を定めるよう努めるものとする。

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第2章 災害予防計画 第8節 避難行動要支援者の安全確保対策 第2 避難行動要支援者への対策</p> <p>1. 避難行動要支援者名簿の作成 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>2. 避難支援等関係者となる者 (略)</p> <p>3. 情報の漏えいを防止するための措置 (略)</p> <p>4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置 (略)</p> <p>5. 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>6. 避難行動要支援者の個別計画の作成 (略)</p> <p>7. 防災設備等の整備 保健福祉部、消防本部は、一人暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災報知器等の設置の推進に努める。</p> <p>8. 福祉避難所の指定 避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「災害時における避難所運営の手引き」(平成21年10月 千葉県)を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備及び避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。 (1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品 (2) 児童遊具、粉ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備 <福祉避難所の条件：特別支援学校、障がい者施設、老人福祉施設等></p> <p>ア 建物自体の安全性が確保されていること イ パリアフリー化され、施設内の避難行動要支援者の安全性及び利便性が確保されること ウ 避難行動要支援者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること</p> <p>障がい者施設については、既存の障がい者施設等と協議を行い、福祉避難所に準じる避難の拠点として活用する。</p>	<p>修 正 理 由 県地域防災計画の見直しに伴うもの及び福祉避難所の確保・運営ガイドラインの制定に伴うもの</p> <p>1. 避難行動要支援者名簿の作成 (1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略)</p> <p>(5) 名簿の管理 市は庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努めるものとする。</p> <p>2. 避難支援等関係者となる者 (略)</p> <p>3. 情報の漏えいを防止するための措置 (略)</p> <p>4. 避難行動要支援者が円滑に避難を行うための措置 (略)</p> <p>5. 避難支援等関係者の安全確保 (略)</p> <p>6. 避難行動要支援者の個別計画の作成 (略)</p> <p>7. 防災設備等の整備 保健福祉部、消防本部は、一人暮らしの方、寝たきりの高齢者、障がい者等の安全を確保するため、緊急通報装置、自動消火装置及び火災警報器等の設置の推進に努める。</p> <p>8. 福祉避難所の指定 避難行動要支援者に特別な配慮をするための福祉避難所を指定し、「福祉避難所の確保・運営ガイドライン」(平成28年4月 内閣府)及び「災害時における避難所運営の手引き」(平成21年10月 千葉県)を参考とし、避難生活に必要な資機材等の避難施設等への配備及び避難行動要支援者や女性に十分配慮した構造・設備及び運営の確保に努める。なお、指定避難所内の福祉避難スペースの確保に努める。 (1) トイレ、車椅子、簡易ベッド等の障がい者・高齢者用備品 (2) 児童遊具、粉ミルク、ほ乳びん等の乳児用備品及び授乳に配慮するための設備 <福祉避難所の条件：特別支援学校、障がい者施設、老人福祉施設等></p> <p>ア 建物自体の安全性が確保されていること イ パリアフリー化され、施設内の避難行動要支援者の安全性及び利便性が確保されること ウ 避難行動要支援者の特性を踏まえ必要な空間が確保されること</p> <p>障がい者施設については、既存の障がい者施設等と協議を行い、福祉避難所に準じる避難の拠点として活用する。</p>

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第2章 災害予防計画 第9節 帰宅困難者対策 第1 一斉帰宅の抑制</p> <p>1. 基本原則の周知・徹底 市民生活部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。 また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水及び生活必需品の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するよう要請する。</p> <p>2. 安否確認手段の普及・啓発 市民生活部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版、ツイッター・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。 また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p> <p>3. (略)</p>	<p>頁 震-48</p> <p>修 正 理 由 備蓄品の追加及び安否確認手段の変更に伴うもの</p> <p>1. 基本原則の周知・徹底 市民生活部は、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の周知徹底を行う。 また、企業、学校等に対し、従業員、教職員・児童生徒等を一定期間収容するための食料・飲料水、生活必需品及び医薬品等の備蓄や家族を含めた安否確認等の体制整備や、各種訓練を実施するよう要請する。</p> <p>2. 安否確認手段の普及・啓発 市民生活部は、災害用伝言ダイヤル171、災害用伝言版w e b171、災害用伝言版、災害用ブロードバンド伝言版、ツイッター・フェイスブック等のSNS、一般電話に頼らない安否確認手段について、平常時から体験することで、発災時に利用してもらえるよう広報・啓発を行う。 また、企業や学校など関係機関における家族等との安否確認手段のルール化を促進する。</p> <p>3. (略)</p>

修 正 前		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第1 市の防災体制の確立		頁 震-49
1. 防災体制 本市の防災体制は、次のとおりである。		
配備体制	配備基準	配備人員
災害 対策 本部 設置 前	第1 配備	(1) 市内で震度4の地震を観測したとき（自動配備） (2) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員 ・班長（課長）以上及び班長が指定する必要な職員
	第2 配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員

(略)

修 正 後		
修正理由 県地域防災計画の見直しに伴い市防災体制を見直しするもの		
第1 市の防災体制の確立 1. 防災体制 本市の防災体制は、次のとおりである。		
配備体制	配備基準	配備人員
災害 対策 本部 設置 前	第1配備	(1) 市内で震度4の地震を観測し、市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員 ※
	第2配備	(1) 市内で震度5弱の地震を観測したとき（自動配備） (2) 東海地震注意情報が発表されたとき (3) その他の状況により市長が必要と認めたとき ・防災安全課職員 ・係長相当職以上の職員及び班長（課長）が指定する必要な職員

(略)

※配備の特例措置

- 1 配備体制を強化する必要があると市長が認めた場合は、より上位の配備計画を指示することができる
- 2 各部局の基準と判断で必要な対応業務を実施する。

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 第3 災害対策本部の体制</p> <p>1. 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>2. 災害対策本部の運営</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>	<p>修正理由 市災害対策本部見直しに伴うもの</p> <p>1. 災害対策本部の設置 (略)</p> <p>2. 災害対策本部の運営</p> <p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>(6) 災害対策本部オペレーション室の設置 本部長は応急対策に必要な情報の収集及び分析並びに関係機関との調整を行い、応急対策の処理を行う本部オペレーション室を設置する。 なお、本部オペレーション室には、統括班、分析班、情報班、本部連絡員を置き、必要に応じて関係機関の連絡調整員（リエゾン）を置く</p>

修 正 前		修 正 後	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (災害対策本部 組織図)	頁 震- 5 3	修 正 理 由 市機構改革に伴うもの	
■対策班		■対策班	
環境衛生班 【環境部長】	清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課	環境衛生班 【環境部長】	清掃計画課、清掃第一課、 清掃第三課、環境保全課

修 正 前			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (災害対策本部 所掌事務)			頁 震-54
■特命班 (各部からの応援要員で構成)			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに各部への提供に関すること。
電話対応班		指名による	・市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関するこ (コールセンター)。 ・電話等の設置及び運営に関するこ。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関するこ。 ・各班との調整に関するこ。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関するこ。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関するこ。

修 正 後			
修 正 理 由 災害対策本部の見直しに伴うもの			
■特命班 (各部からの応援要員で構成)			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
情報班	市民生活部長	指名による	・災害情報の収集及び整理並びに分類に関するこ。
分析班		指名による	・災害情報の緊急度を分析し、対策要員部班への指示の割振りに関するこ。
電話対応班		氏名による	・市民等からの電話問合せ及び連絡受付けに関するこ (コールセンター)。 ・電話等の設置及び運営に関するこ。
渉外調整班		指名による	・防災関係機関及び自治体等外部との連絡調整に関するこ。 ・各班との調整に関するこ。
本部連絡員班		指名による	・本部事務局と各班との連絡調整に関するこ。
給水協力班		指名による	・給水班の応援に関するこ。

修 正 前			
震災編 第3章 災害応急対策計画 第1節 応急活動体制 (災害対策本部所掌事務)			頁 震-56、57
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第一課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第二課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること ◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住宅被害認定調査に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関すること ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
保健救護班	保健福祉部 長	保健センタ ー長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。

修 正 後			
修正理由 災害対策本部の見直しに伴うもの			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・防疫（消毒）に関すること。
		清掃第一課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災宅地の応急危険度判定に関すること ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住宅被害認定調査に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅の応急修理に関すること ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
保健救護班	保健福祉部 長	保健センタ ー長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第1 情報連絡体制の確立	頁 震-60	修正理由 災害協定締結による災害時用公衆電話の追加に伴うもの
<p>1. 通信体制 (略)</p> <p>2. 市の通信体制 総括班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、次の通信手段を用いて通信を行う。</p> <p>(1) 電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害時優先電話 あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。 イ 非常通話・緊急通話 加入電話による通話が困難な場合は、直接、「102番」をダイヤルし交換手に非常通話・緊急通話の申込みを行う。 ウ 臨時電話 臨時電話が設置できる状況にあっては、指定避難所等に臨時電話の設置を東日本電信電話株式会社に要請し通信を確保する。 <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請 (略)</p> <p>4. 通信施設が使用不能となった場合の措置 (1) (略) (2) (略)</p>	<p>1. 通信体制 (略)</p> <p>2. 市の通信体制 総括班は、通信連絡を迅速かつ的確に実施するため、通信混乱の防止に努めるとともに、次の通信手段を用いて通信を行う。</p> <p>(1) 電話</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 災害時優先電話 あらかじめ、災害時優先電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。 イ 非常通話・緊急通話 加入電話による通話が困難な場合は、直接、「102番」をダイヤルし交換手に非常通話・緊急通話の申込みを行う。 ウ 災害時用公衆電話 指定避難所等の災害時用公衆電話を活用し、通信を確保する。 <p>(2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p> <p>3. 災害時における放送及び緊急警報放送の要請 (略)</p> <p>4. 通信施設が使用不能となった場合の措置 (1) (略) (2) (略)</p>	

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第2 地震情報等の収集・伝達	頁 震-61
1. 地震情報の収集 (略)	〈地震情報の種類〉
種 類	内 容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発現時刻を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
2. 地震情報の伝達 (略)	

修 正 後	
修正理由 県地域防災計画の見直しに伴い修正を行うもの	
1. 地震情報の収集 (略)	〈地震情報の種類〉
種 類	内 容
震度速報	地震発生から約1分半後、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の発現時刻を発表。
震源・震度に関する情報	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上の地域名と市村名を発表。震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。津波予報の発表状況や津波の心配がない場合の解説もこの中で発表する。
各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられるが、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 ※地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「地震情報（地震回数に関する情報）」で発表する。
その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度5弱以上の地震を観測したときに発表する。 観測した各地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
2. 地震情報の伝達 (略)	

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・報告	頁 震-63	修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
1. 異常現象等の通報 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略)		1. 異常現象等の通報 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略)
2. 災害直後の被害情報の収集 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略)		2. 災害直後の被害情報の収集 (略) (1) (略) (2) (略) (3) (略)
3. 被害調査 (略)		3. 被害調査 (略)
4. 災害報告 総括班は、震度4以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。 消防・救助班は、同時多発の火災等により消防機関への通報が殺到したときはその旨を、また震度6弱以上の地震の場合は119番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。		4. 災害報告 総括班は、震度 5弱 以上を記録した場合、災害の状況及びこれらに対しとられた措置の概要を県に報告する。震度5強以上を記録した地震にあっては「火災・災害等即報要領」により被害の有無を問わず、第1報について県と併せて総務省消防庁に報告する。 消防・救助班は、 大規模な災害 により消防機関への通報が殺到したときはその 通知件数 を、また震度6弱以上の地震の場合は119番件数についても、その概数を総務省消防庁及び県に報告する。
5. 県への報告 (1) 報告先・手段 災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「千葉県被害情報等報告要領」（平成8年4月 千葉県）による。 (2) (略) (3) (略)		5. 県への報告 (1) 報告先・手段 災害報告は、総括班がとりまとめ、千葉県防災情報システム及び電話・FAX又は千葉県防災行政無線により県災害対策本部事務局に報告する。 被害情報等の収集報告活動に関する具体的運用は、「 千葉県危機管理情報共有要綱 」による。 (2) (略) (3) (略)

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第2節 情報の収集・伝達 第3 被害情報の収集・報告	頁 震-63~66
<p>(4) 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。</p>	

修 正 後	
修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの	
<p>(4) 被害情報等の収集報告系統 被害情報等の収集報告の流れは、次のとおりである。</p>	

(5) (略)
(県への報告一覧)

6. 被災者台帳の作成 (略)
7. 安否情報の提供 (略)

(5) (略)
(県への報告一覧) …削除

6. 被災者台帳の作成 (略)
7. 安否情報の提供 (略)

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請 第1 自衛隊の災害派遣	頁 震-71
1. 災害派遣・撤収要請 (1) (略) (2) (略) (3) (略)	
2. 自衛隊の自主派遣 (略)	
3. 自衛隊の受入れ (略)	
〈自衛隊の受入れ体制〉	
項 目	内 容
作業計画の作成	ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に關係のある管理者の了解を速やかに取れるよう事前に配慮する。
交渉窓口	ア 総括班に連絡窓口を一本化する。 イ 自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。
集結場所 宿營地	受入れは、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース駐車場）を予定する。 ア 本部事務室 イ 宿營地 ウ 材料置場 エ 炊事場（野外の適切な広さ） オ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
ヘリコプター 臨時離発着場	ヘリコプター発着場の基準は次のとおりである。 OH-6J×1 約30m×30m UH-1H×1 約36m×36m UH-60×1 約50m×50m CH-47×1 約100m×100m
4. 経費の負担区分 (略)	

修 正 後	
修 正 理 由	市消防計画の変更に伴い追加するもの ヘリコプターの機種の変更に伴うもの
1. 災害派遣・撤収要請 (1) (略) (2) (略) (3) (略)	
2. 自衛隊の自主派遣 (略)	
3. 自衛隊の受入れ (略)	
〈自衛隊の受入れ体制〉	
項 目	内 容
作業計画の作成	ア 作業箇所及び作業内容 イ 作業箇所別必要人員及び必要機材 ウ 作業箇所別優先順位 エ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所 オ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所
資機材の準備	必要な機械、器具、材料、消耗品等の確保に努め、諸作業に關係のある管理者の了解を速やかに取れるよう事前に配慮する。
交渉窓口	ア 総括班に連絡窓口を一本化する。 イ 自衛隊からの本部連絡員の派遣を要請する。
集結場所 宿營地	受入れは、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース及びひばりコース駐車場）を予定する。 ア 本部事務室 イ 宿營地 ウ 材料置場 エ 炊事場（野外の適切な広さ） オ 駐車場（車1台の基準は3m×8m）
ヘリコプター 臨時離発着場	ヘリコプター離発着場の基準は次のとおりである。 OH-6D×1 約30m×30m UH-1I×1 約36m×36m UH-60×1 約50m×50m CH-47×1 約100m×100m
4. 経費の負担区分 (略)	

修 正 前									
震災編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請 第2 県・市町村等への要請	頁 震-72								
1. 県への要請 本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。									
(県への応援要請手続き)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要請先</th><th>県防災危機管理部防災危機管理課</th></tr> <tr> <th>連絡方法</th><th>文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の要求</td><td> ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項 </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策基本法第 68 条</td></tr> </tbody> </table>		要請先	県防災危機管理部防災危機管理課	連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条	
要請先	県防災危機管理部防災危機管理課								
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）								
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項								
災害対策基本法第 68 条									
2. (略)									
3. (略)									

修 正 後									
修 正 理 由 機関名の変更に伴うもの									
1. 県への要請 本部長は、災害が発生し、応急措置を実施するため必要があると認める場合、知事に対し、応援の要求及び応急措置の実施の要請を行う。									
(県への応援要請手続き)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>要請先</th><th>県防災危機管理部危機管理課</th></tr> <tr> <th>連絡方法</th><th>文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応援の要求</td><td> ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項 </td></tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">災害対策基本法第 68 条</td></tr> </tbody> </table>		要請先	県防災危機管理部 危機管理課	連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）	応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条	
要請先	県防災危機管理部 危機管理課								
連絡方法	文書（緊急の場合は電話、千葉県防災行政無線で行い、事後文書送付）								
応援の要求	ア 災害の状況 イ 応援を必要とする理由 ウ 応援を希望する物資等の品名、数量 エ 応援を必要とする場所・活動内容 オ その他必要な事項								
災害対策基本法第 68 条									
2. (略)									
3. (略)									

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請 第3 消防の広域応援要請	頁 震-73	修正理由 市消防計画の変更に伴い追加するもの
<p>1. 広域消防応援体制 本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月 千葉県）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月千葉県）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。 また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。 なお、消防隊の受入れは野田市総合公園駐車場とする。</p> <p>2. ヘリコプターの派遣要請 本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援・千葉県事前計画」（昭和62年3月千葉県）及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」（平成4年4月千葉県）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。</p>	<p>1. 広域消防応援体制 本部長又は消防長は、災害が発生した場合、「千葉県広域消防相互応援協定」（平成4年4月 千葉県）及び「千葉県消防広域応援基本計画」（平成8年5月千葉県）により広域応援統括消防機関を通じて県内消防機関に応援を要請する。 また、要請した消防力では対応できない場合は、県知事を通じて消防庁長官へ緊急消防援助隊の出動を要請する。 なお、消防隊の受入れは野田市総合公園自由大広場及び野田市スポーツ公園前浦イベント広場とする。</p> <p>2. ヘリコプターの派遣要請 本部長及び消防長は、「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」（昭和61年5月千葉県）及び「千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱」（平成4年4月千葉県）に基づき、ヘリコプターの派遣を要請する。</p>	

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	頁 震-80	修正理由 災害医療救護活動の修正に伴うもの
災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や野田市医師会により編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）等により診療等を行う。		災害により、通常受けられる医療が受けられなくなった市民等に対して、地域における診療機能が一定程度回復するまでの間、医療救護所の設置や野田市医師会、野田市歯科医師会、千葉県柔道整復師会野田・流山支部等により編成する医療救護班（以下「医療救護班」という。）等により診療等を行う。
1. 初動医療体制の整備		1. 初動医療体制の整備
(1) 医療救護班の編成 災害対策本部は、災害時において多数の傷病者が発生したとき又は医療機関の被害等によりその機能停止や対応ができなくなったとき、野田市医師会に対して野田市医師会災害医療救護対策本部（以下「災害医療救護対策本部」という。）の設置、医療救護班の編成及び出動を要請する。 また、必要に応じて野田市歯科医師会長、日本赤十字社千葉県支部野田市地区長に医療救護班への派遣を要請する。 野田市医師会長は自ら必要と認めたときは、災害対策本部長の要請を待たずに、災害医療救護対策本部を設置、医療救護班の編成及び出動を行い、傷病者の医療救護活動に当たる。		(1) 救護本部の設置 災害対策本部が設置された場合、速やかに保健福祉部長を本部長とし、救護本部を設置する。 救護本部は災害対策本部内に設置し、本部長、災害医療コーディネーター及び本部員で構成し、野田健康福祉センターの職員を連絡調整員として置く。 (救護本部の活動内容) ① 医療救護活動方針の決定 ② 災害時の医療救護活動の総合調整に関すること ③ 医療機関等の被害状況及び医療ニーズ等の収集、分析に関すること ④ 災害対策本部オペレーション室への報告及び支援要請に関すること ⑤ 患者の搬送及び受入れの調整等に関すること ⑥ 医療救護所の設置及びスタッフの調整に関すること ⑦ 医療機関及び医療救護所への支援に関すること ⑧ DMAT等の受入れに関すること ⑨ 関係機関等との連絡調整に関すること ⑩ その他救護本部長が必要と認める医療救護に関すること。
(2) 災害派遣医療チーム（DMAT）の出動要請 市では医療救護活動が困難な場合は、県に対して県が組織する医療救護班の派遣、災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。		(2) 医療救護班の編成 救護本部は、医療救護所を設置する場合、野田市医師会、野田市歯科医師会及び千葉県柔道整復師会野田・流山支部から派遣される医師、歯科医師、看護師、柔道整復師等による医療救護班を編成して医療救護活動を実施する。 医療救護班は、災害対策本部が設置された場合、救護本部長の指示により参集する。ただし、市域において6弱以上の震度が観測された場合は、救護本部長の指示を待たずに、予め指定された医療救護所に参集し、医療救護活動を行う。
		(3) 災害派遣医療チーム（DMAT）等の出動要請 救護本部長は、医療救護活動が困難な場合、災害対策本部長に支援要請を行う。災害対策本部長は、県医療救護班、日本赤十字社及びJMAT等の派遣並びに災害派遣医療チーム（DMAT）の出動を要請する。
		(4) 市外医療救護班、医療ボランティア等の受入れ 救護本部長は、県の調整により受け入れた市外の医療救護班や医療ボランティアについて、その活動の指揮と調整を行う。

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	頁 震-80, 81
(3) 医療救護所の設置	
<p>災害対策本部は、応急医療救護活動を行うため野田市医師会及び関係医療機関の協力を得てテント等を設営し医療救護所を設置する。医療救護所の設置は、あらかじめ定める次の医療救護所から被害の状況等により災害医療救護対策本部と協議して選定する。</p> <p>医療救護班は、医療救護所において、傷病者の緊急性度判定(トリアージ)及び応急措置並びに軽症者に対する医療を行い、必要に応じ後方医療機関への転送を指示する。</p> <p>なお、市に災害救助法が適用され、県医療救護班が派遣された場合は、県災害医療本部の指示による。</p> <p>（医療救護所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法人社団福聚会 東葛飾病院（中戸 13） ② 医療法人社団真療会 野田病院（中里 1554-1） ③ 医療法人社団圭春会 小張総合病院（横内 29-1） ④ キッコーマン総合病院（宮崎 100） ⑤ 医療法人社団喜晴会 野田中央病院（二ツ塚 148） 	

修 正 後													
修 正 理 由 災害医療救護活動の修正に伴うもの													
(5) 医療救護所の設置													
<p>災害対策本部は、応急医療救護活動を行うため野田市医師会及び関係医療機関の協力を得てテント等を設営し医療救護所を設置する。医療救護所の設置は、あらかじめ定める次の医療救護所から被害の状況等により救護本部と協議して選定する。</p> <p>医療救護班は、医療救護所において、医師の指揮の下で傷病者の緊急性度判定(トリアージ)及び応急措置並びに軽症者に対する医療及び必要に応じ後方医療機関への転送を指示する。また医師は死亡の確認を行う。</p> <p>なお、市に災害救助法が適用され、県医療救護班が派遣された場合は、県災害医療本部の指示による。</p> <p>（医療救護所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 医療法人社団福聚会 東葛飾病院（中戸 13） ② 医療法人社団真療会 野田病院（中里 1554-1） ③ 医療法人社団圭春会 小張総合病院（横内 29-1） ④ キッコーマン総合病院（宮崎 100） ⑤ 医療法人社団喜晴会 野田中央病院（二ツ塚 148） 													
(6) 医療情報の収集													
<p>救護本部は、県災害医療本部と情報の共有を図り、医療救護活動における必要な事項を調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 県災害医療本部への報告事項 <ul style="list-style-type: none"> ○救護本部及び医療救護所の設置状況 ○状況に応じた必要事項 ② 県災害医療本部からの収集事項 <ul style="list-style-type: none"> ○県内及び他都道府県のDMA T派遣状況 ○状況に応じた必要事項 ③ ちば救急医療ネット（EMIS）による情報共有 <ul style="list-style-type: none"> ○災害医療協力病院の被災状況（負傷者の受入れの可否） ○広域搬送が必要な負傷者情報 ○被災地外の災害医療協力病院の負傷者受入れについて 													
<p>（EMISの運用方法）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関</th><th>運用方法</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、門倉医院</td><td>入力・閲覧</td></tr> <tr> <td>医療救護所</td><td>入力・閲覧</td></tr> <tr> <td>消防本部</td><td>閲覧</td></tr> <tr> <td>救護本部</td><td>閲覧</td></tr> <tr> <td>県（本庁、健康福祉センター）</td><td>閲覧・入力支援</td></tr> </tbody> </table>		機 関	運用方法	災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、門倉医院	入力・閲覧	医療救護所	入力・閲覧	消防本部	閲覧	救護本部	閲覧	県（本庁、健康福祉センター）	閲覧・入力支援
機 関	運用方法												
災害医療協力病院、東葛飾病院、野田中央病院、岡田病院、木野崎病院、江戸川病院、門倉医院	入力・閲覧												
医療救護所	入力・閲覧												
消防本部	閲覧												
救護本部	閲覧												
県（本庁、健康福祉センター）	閲覧・入力支援												

修 正 前									
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第1 応急医療救護	頁 震-81, 82								
2. 被災者の健康管理 (略)									
3. 医薬品・医療器具の確保 (1) (略) (2) (略)									
4. 後方医療体制 消防・救助班は、医療救護所等で対応できないときは、後方医療施設に搬送する。 (後方医療機関)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療協力病院</td><td>キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院</td></tr> <tr> <td>基幹災害医療センター</td><td>日本医大千葉北総病院 (専用臨時ヘリポート)</td></tr> <tr> <td>災害拠点病院</td><td>東京慈恵医大付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 国保松戸市立病院 (松戸市運動公園陸上競技場)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)	災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院	基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院 (専用臨時ヘリポート)	災害拠点病院	東京慈恵医大付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 国保松戸市立病院 (松戸市運動公園陸上競技場)	
区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)								
災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院								
基幹災害医療センター	日本医大千葉北総病院 (専用臨時ヘリポート)								
災害拠点病院	東京慈恵医大付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 国保松戸市立病院 (松戸市運動公園陸上競技場)								
5. 搬送体制 救出現場から医療救護所までの重症者の搬送は、消火・救助班が救急車等により搬送する。後方医療機関又は県外の医療機関までの搬送は、救急車、ヘリコプター等により行う。軽症者の搬送は、自主防災組織、事業所等が協力して行う。									
6. 医療要援護者への対応 医療救護班は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。 また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。									

修 正 後									
修 正 理 由 災害医療救護活動の修正に伴うもの									
2. 被災者の健康管理 (略)									
3. 医薬品・医療器具の確保 (1) (略) (2) (略)									
4. 後方医療体制 救護本部は、市内の災害医療協力病院等の医療機関の状況を把握し、負傷者の受入について要請する。また、県を通じて災害拠点病院、県外の医療機関等へ重症者の受入れを要請する。 (後方医療機関)									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th><th>名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害医療協力病院</td><td>キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院</td></tr> <tr> <td>基幹災害医療センター</td><td>日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)</td></tr> <tr> <td>災害拠点病院</td><td>東京慈恵会医科大学付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート)</td></tr> </tbody> </table>	区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)	災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院	基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)	災害拠点病院	東京慈恵会医科大学付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート)	
区 分	名 称 (隣接ヘリコプター離着陸場)								
災害医療協力病院	キッコーマン総合病院、小張総合病院、野田病院								
基幹災害医療センター	日本医科大学千葉北総病院 (専用ヘリポート)								
災害拠点病院	東京慈恵会医科大学付属柏病院 (柏市大堀川防災レクリエーション公園) 松戸市立総合医療センター (専用ヘリポート)								
5. 搬送体制 大規模災害の発生時は、多数の負傷者が同時に発生するとともに、建物等が道路に倒壊することによる交通網の途絶や渋滞が想定されることから、平時と同様の救急搬送は困難となる。 (1) 医療救護所への搬送 負傷現場から医療救護所への搬送は、自主防災組織、自治会及び事業所等に協力に呼びかけることで対応することを原則とする。 救急車両等で搬送可能な場合は、重症者を優先する。 (2) 後方医療機関（災害医療協力病院）への搬送 医療救護所から後方医療への搬送は、ストレッチャー等で行うが、東葛飾病院、野田中央病院では、防災用MCA無線等の通信手段により救急車両の搬送を要請する。 (3) 災害拠点病院への搬送 重症者等の災害拠点病院への搬送は救急車両またはヘリコプターで行い、ヘリコプターの搬送要請については、離発着場及び離発着場までの搬送手段の確保等関係機関と協議を行う。									
6. 医療要援護者への対応 保健救護班 は、在宅の人工透析、人工呼吸器装着者等の医療要援護者について、医療機関の対応状況を確認し情報を提供する。 また、必要に応じて、受入れ可能な医療機関への移動を支援する。									

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第2 保健衛生活動	頁 震-82	修正理由 災害医療救護活動の修正に伴うもの
1. 被災者の健康管理 (1) (略)	2. 飲料水の安全確保対策 給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。	1. 被災者の健康管理 (1) (略)
		2. 飲料水の安全確保対策 給水班は、飲料水の汚染等のおそれがある場合、直ちに巡回チームを編成して検水を実施し、安全確保を行うとともに、県と協力して被災者に対し適切な広報及び指導を行う。 また、野田健康福祉センターは、地震の影響等により飲料水の汚染等のおそれがある場合は、飲料水健康危機管理対策活動要領に基づき対応する。

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第3 防疫活動	頁 震-82、83	修正理由 災害医療救護活動の修正に伴うもの
<p>1. 防疫体制の確立 　保健救護班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。</p> <p>2. 防疫活動</p> <p>(1) 検病調査及び健康診断 　野田健康福祉センターは、医師会及び保健救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。</p> <p>(2) 消毒の実施 　保健救護班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自動的に散布するよう指導を行う。 　また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。</p> <p>(3) 感染症患者への措置 　野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。</p> <p>(4) 報告 　保健救護班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を隨時、野田健康福祉センターに報告する。</p>	<p>1. 防疫体制の確立 　保健救護班及び環境衛生班は、県と協力して防疫活動を行う。また、被災者に対し防疫について広報活動を行う。</p> <p>2. 防疫活動</p> <p>(1) 検病調査及び健康診断 　野田健康福祉センターは、医師会及び保健救護班等関係機関の協力を得て指定避難所等において検病調査及び健康診断を実施する。</p> <p>(2) 消毒の実施 環境衛生班は、災害により感染症が発生し、又は発生のおそれのある地域の消毒を行う。 　防疫用資機材・薬剤は業者等から調達し、自治会及び自主防災組織等を通じて薬品を配布し自動的に散布するよう指導を行う。 　また、防疫用薬剤の不足が見込まれる場合は、県に対して、薬剤の供給の支援を要請する。</p> <p>(3) 感染症患者への措置 　野田健康福祉センターは、感染症の発生動向に通常とは異なる動向が認められる場合は、感染症法の規定により入院を勧告する。</p> <p>(4) 報告 　保健救護班及び環境衛生班は、感染症の発生状況や防疫活動の状況等を隨時、野田健康福祉センターに報告する。</p>	

修 正 前		修 正 後
震災編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第2 支部連絡所の開設及び役割	頁 震-88	修正理由 情報収集伝達体制の見直しに伴うもの
<p>1. 開設の決定 (略)</p> <p>2. 開場及び担当 (略)</p> <p>3. 支部連絡所の役割 支部連絡所の役割は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること イ 担当区域の現状把握と対応策の検討 ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること エ 指定緊急避難場所以外の避難住民の対応に関すること</p> </div> <p><支部連絡所の情報収集伝達体制></p> <pre> graph LR A[各指定緊急避難場所] <--> B[支部連絡所
(被害状況等の
とりまとめ)] B <--> C[災害対策本部] </pre> <p>各指定緊急避難場所の情報の収集 本部からの情報の伝達</p> <p>収集した情報の本部への報告 本部からの指示</p>	<p>1. 開設の決定 (略)</p> <p>2. 開場及び担当 (略)</p> <p>3. 支部連絡所の役割 支部連絡所の役割は、次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること イ 担当区域の現状把握と対応策の検討 ウ 指定避難所及び災害対策本部への通信連絡に関すること エ 指定避難所以外の避難住民の対応に関すること</p> </div> <p><支部連絡所の情報収集伝達体制></p> <pre> graph LR A[各指定避難所] <--> B[支部連絡所
(被害状況等の
とりまとめ)] B <--> C[災害対策本部] </pre> <p>各指定避難所の情報の収集 本部からの情報の伝達</p> <p>収集した情報の本部への報告 本部からの指示</p>	

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 第8節 生活救援 第4 物資の受入れ・管理	頁 震-92
1. 物資の要請	
(1) 物資の要請 物資班は、備蓄や調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、協定先の自治体に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。 また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。	
(2) 義援物資の受入れ方針 (略)	
2. 救援物資の受入れ 物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、支部連絡所を物資輸送中継拠点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。 大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。 (物資の受入場所)	
物資集積所	文化センター
物資輸送中継拠点	中央出張所、北・南コミュニティセンター、福田・川間・東部・閑宿北部・木間ヶ瀬公民館・いちいのホール

修 正 後	
修正理由 千葉県大規模災害時における応援受入計画に基づくもの及び施設名の修正	
1. 物資の要請	
(1) 物資の要請 物資班は、備蓄や調達によっても食料及び生活必需品が不足する場合には、協定先の自治体等に救援物資の要請を行う。救援物資の要請は、必要とする物資の内容、量、送付方法等について情報を提供する。 ただし、国や県からの「プッシュ型」支援等により必要な物資を確保することも視野に入れた活動体制をとるものとする。 また、日本赤十字社に義援品の要請を行う。	
(2) 義援物資の受入れ方針 (略)	
2. 救援物資の受入れ 物資班は、文化センターに物資集積所を開設する。集積された物資は、ボランティア等の協力を得て仕分け作業を行い、支部連絡所を物資輸送中継拠点として輸送業者により指定避難所等へ供給する。 大量に物資が集積する場合は、できるだけ民間物流会社に委託する。 (物資の受入場所)	
物資集積所	文化センター
物資輸送中継拠点	中央出張所、北・南コミュニティセンター、福田・川間・東部・ 閑宿 ・木間ヶ瀬公民館・いちいのホール

修 正 前	
震災編 第3章 災害応急対策計画 10節 交通・緊急輸送 第2 緊急輸送	頁 震-96、97
1.緊急輸送路の確保 (略)	
2.車両輸送の確保 (1)車両の確保 府舎管理班は、公用車その他の車両を管理し、各課で所有する車両及び確保した車両について、総合的に調整し配分する。 公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会野田支部、千葉県バス協会に要請する。 (2)燃料の確保 府舎管理班は、各班の専用管理車両、府舎管理班管理の府用車、借上げ車両の必要な燃料の調達を行う。通常の方法により自動車燃料の確保ができない場合には、野田市内の石油協同組合に協力を要請する。	
3.ヘリコプター輸送の確保 (1)ヘリコプターの確保 府舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。 (2)ヘリコプター離発着場の開設 土木班は、府舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。 なお、ヘリコプター離発着場の離発着の管理は、自衛隊に要請する。 <ヘリコプター離発着場の開設予定場所> ア 野田市総合公園自由大広場 イ 市役所本庁舎屋上※ ウ 文化センター駐車場 エ 川間駅南中央公園 オ 関宿中央小学校 ※全備重量 4.4t、全長 15m次の機種に限る。	

修 正 後	
修 正 理 由 県地域防災計画の見直しに伴うもの及び資料編との整合性を図るもの	
1.緊急輸送路の確保 (略)	
2.放置車両対策 (1)緊急車両の通行ルートの確保のための放置車両対策 土木班は放置車両や立ち往生車両等、緊急車両の通行の妨げとなる車両の運転者等に対しては、移動を命令する。運転者の不在時は道路管理者自ら車両を移動する。その際、やむを得ない限度での破損を容認する。 (2)土地の一時使用 放置車両や立ち往生車両等の移動に係るの措置のため、やむを得ない場合、道路管理者は、他人の土地の一時使用、竹木その他の障害物を処分する。 (3)国・県への通知 国・県管理の路線について、啓開作業をする場合は、各管理者に対してその旨を通知する。	
3.車両輸送の確保 (1)車両の確保 府舎管理班は、公用車その他の車両を管理し、各課で所有する車両及び確保した車両について、総合的に調整し配分する。 公用車では不足する場合又は公用車では輸送できない場合は、市内運送業者等、千葉県トラック協会野田支部、千葉県バス協会に要請する。 (2)燃料の確保 府舎管理班は、各班の専用管理車両、府舎管理班管理の府用車、借上げ車両の必要な燃料の調達を行う。通常の方法により自動車燃料の確保ができない場合には、野田市内の石油協同組合に協力を要請する。	
4.ヘリコプター輸送の確保 (1)ヘリコプターの確保 府舎管理班は、災害による交通の途絶又は緊急的な輸送を必要とする場合は、県にヘリコプターによる輸送を要請する。 (2)ヘリコプター離発着場の開設 土木班は、府舎管理班の指示によりヘリポートを開設するため、施設の被災状況等の点検を行い、開設準備を行う。 なお、ヘリコプター離発着場の離発着の管理は、自衛隊に要請する。 <ヘリコプター離発着場の開設予定場所> ア 野田市総合公園自由大広場 イ 市役所本庁舎屋上※ ウ 文化センター駐車場 エ 川間駅南中央公園 オ 関宿中央小学校 カ 梅郷4号公園 ※全備重量 4.4t、全長 15m次の機種に限る。	

修 正 前	修 正 後																								
<p>震災編 第3章 災害応急対策計画 第12節 ライフライン施設等の応急対策 第1 ライフライン施設</p> <p>1. 上水道施設 (略)</p> <p>2. 下水道施設 (略)</p> <p>3. 電力施設 (略)</p> <p>4. ガス施設 (略)</p> <p>5. 通信施設 (1)電話施設 (略)</p> <p style="text-align: center;">(応急措置)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 通信の利用制限</td> <td style="width: 50%;">イ 非常通話、緊急通話の優先、確保</td> </tr> <tr> <td>ウ 無線設備の使用</td> <td>エ 特設公衆電話の設置</td> </tr> <tr> <td>オ 非常用可搬型電話交換装置の設置</td> <td>カ 緊急電報、電話受付所の開設</td> </tr> <tr> <td>キ 回線の応急復旧</td> <td>ク 災害用伝言ダイヤルの提供</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(電話に関する広報事項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 通信途絶、利用制限の理由と内容</td> <td style="width: 50%;">イ 災害復旧措置と復旧見込み時期</td> </tr> <tr> <td>ウ 通信利用者に協力を要請する事項</td> <td>エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</td> </tr> </table>	ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保	ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置	オ 非常用可搬型電話交換装置の設置	カ 緊急電報、電話受付所の開設	キ 回線の応急復旧	ク 災害用伝言ダイヤルの提供	ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期	ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始	<p>修 正 理 由 字句の修正</p> <p>1. 上水道施設 (略)</p> <p>2. 下水道施設 (略)</p> <p>3. 電力施設 (略)</p> <p>4. ガス施設 (略)</p> <p>5. 通信施設 (1)電話施設 (略)</p> <p style="text-align: center;">(応急措置)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 通信の利用制限</td> <td style="width: 50%;">イ 非常通話、緊急通話の優先、確保</td> </tr> <tr> <td>ウ 無線設備の使用</td> <td>エ 特設公衆電話の設置</td> </tr> <tr> <td>オ 非常用可搬型電話交換装置の設置</td> <td>カ 緊急電報、電話受付所の開設</td> </tr> <tr> <td>キ 回線の応急復旧</td> <td>ク 災害用伝言ダイヤル「171」の提供</td> </tr> </table> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">(電話に関する広報事項)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">ア 通信途絶、利用制限の理由と内容</td> <td style="width: 50%;">イ 災害復旧措置と復旧見込み時期</td> </tr> <tr> <td>ウ 通信利用者に協力を要請する事項</td> <td>エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始</td> </tr> </table>	ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保	ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置	オ 非常用可搬型電話交換装置の設置	カ 緊急電報、電話受付所の開設	キ 回線の応急復旧	ク 災害用伝言ダイヤル「171」の提供	ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期	ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始
ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保																								
ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置																								
オ 非常用可搬型電話交換装置の設置	カ 緊急電報、電話受付所の開設																								
キ 回線の応急復旧	ク 災害用伝言ダイヤルの提供																								
ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期																								
ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始																								
ア 通信の利用制限	イ 非常通話、緊急通話の優先、確保																								
ウ 無線設備の使用	エ 特設公衆電話の設置																								
オ 非常用可搬型電話交換装置の設置	カ 緊急電報、電話受付所の開設																								
キ 回線の応急復旧	ク 災害用伝言ダイヤル「171」の提供																								
ア 通信途絶、利用制限の理由と内容	イ 災害復旧措置と復旧見込み時期																								
ウ 通信利用者に協力を要請する事項	エ 災害用伝言ダイヤル「171」の提供開始																								

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第3章 災害応急対策計画 第15節 ボランティアへの対応 第1 ボランティアの受け入れ体制</p> <p>1. ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>2. ボランティアの受け入れ</p> <p>(1)一般ボランティア 一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。</p> <p>(2)専門ボランティア 事前に登録されたボランティアに関しては、担当する各班が受け入れる。 県災害ボランティアセンターで登録した専門分野でのボランティアについては、県が被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村と調整の上、派遣する。</p>	<p>修 正 理 由 県地域防災計画の見直しに伴うもの</p> <p>1. ボランティアセンターの設置 (略)</p> <p>2. ボランティアの受け入れ</p> <p>(1)一般ボランティア 一般分野での活動を希望する個人及び団体は、ボランティアセンター窓口において受け付け、登録する。</p> <p>(2)専門ボランティア 専門分野での活動を希望する個人及び団体については、県の各活動担当部局が中心となって対応する。 県の担当部局は、被災地におけるボランティアの需要状況を基に、派遣先や派遣人員等を被災市町村等と調整の上、派遣する。</p>

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第3章 災害応急対策計画 　第17節 清掃・廃棄物・環境対策 　　第2 清掃・廃棄物処理</p> <p>1. 廃棄物の処理</p> <p>(1) 処理体制の確立</p> <p>　環境衛生班は、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」等に基づき発生量を推計し、処理体制の確立を図る。</p> <p>　処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。</p> <p>　また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。</p> <p>(2) がれき処理</p> <p>　環境衛生班は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、分別、中間処理、リサイクルを行い適正に処分する。</p> <p>　なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。</p>	<p>修 正 理 由 災害廃棄物対策指針の改正等に伴うもの</p> <p>1. 廃棄物の処理</p> <p>(1) 処理体制の確立</p> <p>　環境衛生班は、「災害廃棄物対策指針（環境省）」、「千葉県市町村震災廃棄物処理計画策定指針」及び「千葉県市町村震災廃棄物処理マニュアル策定ガイドライン」に基づき、市災害廃棄物処理計画を策定し、災害廃棄物の処理体制の整備を図るものとする。</p> <p>　処理が困難な場合は、県に協力を要請するとともに「災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定」に基づき、他市町村及び一部事務組合間相互の援助協力により行う。</p> <p>　また、がれき等の大量発生が予想される場合は「地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定」及び「地震等大規模災害時における被災建築物の解体撤去等に関する協定」に基づき、民間事業者の協力を求める。</p> <p>(2) がれき処理</p> <p>　環境衛生班は、民間委託業者に要請して廃棄物を一時的に仮置き場に運搬し、可能な限り効率的な分別・選別・性状に応じた中間処理、再生利用等により減量化し、最終処分量を低減して適正に処分する。</p> <p>　なお、産業廃棄物に該当するものは、事業者の責任で処理するものとする。</p>

修 正 前		
震災編 第3章 災害応急対策計画 第19節 災害救助法の適用 第3 災害救助法による救助の実施機関		頁 震-120
〈災害救助法の救助項目と市長委任事項〉		
救 助 の 種 類	市長 委任※	期 間
収容施設の供与	避難所	<input type="radio"/> 災害発生の日から 7 日以内
	応急仮設住宅	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	<input type="radio"/> 災害発生の日から 7 日以内
	飲料水の供給	<input type="radio"/> 災害発生の日から 7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		被害発生の日から 10 日以内に完了
医療及び助産	医療	災害発生の日から 14 日以内
	助産	分べんした日から 7 日以内
災害にかかった者の救出		<input type="radio"/> 災害発生の日から 3 日以内
災害にかかった住宅の応急修理		<input type="radio"/> 災害発生の日から 1 月以内に完成
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から 1 月以内に完了
学用品の給与	<input type="radio"/>	教科書：災害発生の日から 1 月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から 15 日以内に完了
埋葬	<input type="radio"/>	災害発生の日から 10 日以内に完了
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間
遺体の捜索	<input type="radio"/>	災害発生の日から 10 日以内に完了
遺体の処理		災害発生の日から 10 日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去	<input type="radio"/>	災害発生の日から 10 日以内に完了

※迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項

修 正 後		
修正理由 災害救助法施行規則委任事項の修正に伴うもの		
〈災害救助法の救助項目〉		
救 助 の 種 類	市長 委任※	期 間
収容施設の供与	避難所	<input checked="" type="checkbox"/> 災害発生の日から 7 日以内
	応急仮設住宅	災害発生の日から 20 日以内に着工し、速やかに設置
炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給	食品の給与	<input checked="" type="checkbox"/> 災害発生の日から 7 日以内
	飲料水の供給	<input checked="" type="checkbox"/> 災害発生の日から 7 日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<input checked="" type="checkbox"/> 被害発生の日から 10 日以内に完了
医療及び助産	医療	災害発生の日から 14 日以内
	助産	分べんした日から 7 日以内
災害にかかった者の救出		<input checked="" type="checkbox"/> 災害発生の日から 3 日以内
災害にかかった住宅の応急修理		<input checked="" type="checkbox"/> 災害発生の日から 1 月以内に完成
生業に必要な資金の貸与		災害発生の日から 1 月以内に完了
学用品の給与		教科書：災害発生の日から 1 月以内に完了 その他の学用品：災害発生の日から 15 日以内に完了
埋葬	<input checked="" type="checkbox"/>	災害発生の日から 10 日以内に完了
応急救助のための輸送費		当該救助の実施が認められる期間
応急救助のための賃金職員等雇上費		当該救助の実施が認められる期間
遺体の捜索	<input checked="" type="checkbox"/>	災害発生の日から 10 日以内に完了
遺体の処理		災害発生の日から 10 日以内に完了
住居又はその周辺に運ばれた土石、竹材等で日常生活に著しい支障を及ぼしているもの(障害物)の除去	<input checked="" type="checkbox"/>	災害発生の日から 10 日以内に完了

※迅速な救助を行う必要があるため災害救助法施行細則により市長に委任されている事項

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定 第1 被災者の生活確保</p> <p>1. 災害弔慰均等の支給等 (略)</p> <p>2. 生活福祉金の貸付 (略)</p> <p>3. 災害見舞金の交付 (略)</p> <p>4. 被災者生活再建支援金の支給 (1) 対象となる自然災害 (略) (2) 対象世帯 (略) (3) 被災者生活再建支援金の支給 (略)</p>	<p>修正理由 千葉県被災者生活再建支援事業の追加に伴うもの</p> <p>1. 災害弔慰均等の支給等 (略)</p> <p>2. 生活福祉金の貸付 (略)</p> <p>3. 災害見舞金の交付 (略)</p> <p>4. 被災者生活再建支援金の支給 (1) 対象となる自然災害 (略) (2) 対象世帯 (略) (3) 被災者生活再建支援金の支給 (略)</p> <p>(4) 支援金支給手続き 支給申請は市町村に行い、提出を受けた市町村は申請書等の確認を行いとりまとめの上、県へ提出する。 県は当該書類を委託先である（公財）都道府県会館へ提出し、申請書を受理した（公財）都道府県会館は交付決定等を行う。 （被災者生活支援法人として、（公財）都道府県会館が指定されている。）</p> <p>(5) 千葉県被災者生活再建支援事業 ア 県は、自然災害により住宅が全壊するなどの被害を受けたにも関わらず、上記(1)の対象とならない世帯に、一定の要件のもと支援金を支給する。 イ 本事業の実施主体は、市町村とする。（県から市への補助方式：補助率 10/10） ウ 支援金の支給額は上記(3)と同等とする。</p>

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 第4章 災害復旧・復興計画 第1節 市民生活の安定 第1 被災者の生活確保</p>	<p>修正理由 国民健康保険税から国民健康保険料への変更に伴うもの</p>
<p>5. 税等の減免等 被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税及び県税等の納付義務者に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。 (1)～(5) (略)</p> <p>6. 職業のあっせん (略)</p> <p>7. 郵便物の特別取扱い (略)</p> <p>8. 公共料金の特例措置 (略)</p> <p>9. 住宅の建設等 (略)</p> <p>10. 義援金品の受け付け・配分 (略)</p>	<p>5. 税等の減免等 被害調査班は、条例等の規定に基づき、被災した市税、国民健康保険料及び県税等の納付義務者に対し、税等の災害救済措置として、期限の延長及び減免について適切な措置を講ずる。 (1)～(5) (略)</p> <p>6. 職業のあっせん (略)</p> <p>7. 郵便物の特別取扱い (略)</p> <p>8. 公共料金の特例措置 (略)</p> <p>9. 住宅の建設等 (略)</p> <p>10. 義援金品の受け付け・配分 (略)</p>

修 正 前	
震災編 附則 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第1節 活動体制 第2 防災関係機関の活動体制	頁 震-139
(略)	
機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社N T T ドコモ	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東武鉄道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災関係機関	(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

修 正 後	
修 正 理 由 機関名変更に伴うもの	
(略)	
機 関	体 制
県警察	(1) 災害警備本部の設置 (2) 要員の招集 (3) 関係機関との連絡調整 (4) 情報の受理伝達等
陸上自衛隊第1空挺団	計画に基づき災害派遣準備を実施
東日本電信電話株式会社	(1) 情報連絡室の設置 千葉事業部 に情報連絡室を設置するほか、管内各営業支店においても情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
株式会社N T T ドコモ	(1) 情報連絡室の設置 千葉支店に情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達体制をとる。 (2) 要員の確保 ア 就労中の職員は、応急対策所定の業務に従事する。 イ 休日、夜間等においては、非常呼出しを行い、応急対策業務の実施に必要な要員を確保する。
東武鉄道株式会社	災害対策本部等を設置し、必要な措置をとり得る体制に入る。
その他の防災関係機関	(1) 各防災関係機関は、所管業務に係る必要な防災体制をとる。また、県及び市町村が実施する防災対策が円滑に行われるよう、その所管業務について適切な指導をとるものとする。 (2) 各防災機関は、所管業務を遂行するために必要な組織及び防災対策に従事する職員の配備等を定めておくものとする。

修 正 前	修 正 後
<p>震災編 附則 第3章 警戒宣言発令に伴う対応措置 第6節 上下水道・電気・ガス・通信対策 第5 通信対策</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社 (略) (1)要員の確保等 (略) (2)資機材の点検、確認等 (略) (3)情報連絡室の設置 警戒宣言の受報後、千葉支店管内各営業支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 (4)応急対策 (略) (5)電話の輻輳時の広報 (略)</p>	<p>修 正 理 由 機関名変更に伴うもの</p> <p>1. 東日本電信電話株式会社 (略) (1)要員の確保等 (略) (2)資機材の点検、確認等 (略) (3)情報連絡室の設置 警戒宣言の受報後、千葉事業部千葉西支店管内各営業支店は速やかに情報連絡室を設置し、情報の収集及び伝達を行う。 (4)応急対策 (略) (5)電話の輻輳時の広報 (略)</p>

修 正 前	
震災編 附則 第4章 市民等のとるべき措置 第1節 市民等のとるべき措置	頁 震-157
(略)	
区 分	とるべき措置
平常時	<p>1～4 (略)</p> <p>5 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>(1)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて3日分以上準備しておく（1人1日分の飲料水 約3リットル）。</p> <p>(2)食料は、長期保存ができる食品（米、クラッカー、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を3日分以上準備しておく。また、調理用にカセットコンロを準備しておく。</p> <p>6 救急医療品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。</p> <p>また、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。</p> <p>7 生活必需品の準備をする。</p> <p>下着、毛布、タオル、石けん、ちり紙、マッチ、ろうそく等を準備しておく。</p> <p>8～12 (略)</p>

修 正 後	
修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの	
(略)	
区 分	とるべき措置
平常時	<p>1～4 (略)</p> <p>5 非常用飲料水、食料の準備をする。</p> <p>(1)飲料水は、市販のミネラルウォーターか水筒、水袋、ポリタンク等に入れて最低3日分以上準備しておく（1人1日分の飲料水 約2～3リットル）。</p> <p>(2)食料は、長期保存ができる食品（米、クラッcker、乾メン、インスタント食料、漬物、梅干、缶詰、みそ、しょう油、塩など）を日頃の買い置きなどを合わせて最低3日分以上準備しておく。また、調理用にカセットコンロを準備しておく。</p> <p>6 救急医療品の準備をする。</p> <p>傷薬、胃腸薬、目薬、脱脂綿、包帯、ばんそうこう、三角巾などを救急箱に入れて準備しておく。</p> <p>なお、常用している医療品がある場合は最低3日分以上準備しておくと共に、医療機関等発行の「お薬手帳」又は「お薬説明書」類を用意しておく。</p> <p>7 生活必需品の準備をする。</p> <p>簡易トイレ、カセットコンロ、多めの生活用品（トイレットペーパー、食用品ラップ、ゴミ袋等）を準備しておく。</p> <p>8～12 (略)</p>

修 正 前		修 正 後
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	頁 風-3	修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
<p>市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。</p> <p style="background-color: yellow;">また、各機関は、防災対策の検討等を通じて、お互いに平時から災害時の対応についてコミュニケーションをとつておくこと等により、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努めるとともに、訓練等を通じて、構築した関係を持続的なものにするよう努めるものとする。</p>		市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体、防災上重要な施設の管理者、市民、事業者等は、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

修 正 前		修 正 後
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関	頁 風－4～6	修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
<p>1. 関東管区警察局 (略)</p> <p>2. 関東財務局千葉財務事務所 (略)</p> <p>3. 関東信越厚生局 (略)</p> <p>4. 関東農政局</p> <p>(1) 災害予防 　ア ダム、堤防、ひ門等の防災上重要な施設の点検整備等の実施又は指導に関すること 　イ 農地、農業用施設等を防護するため、防災ダム、ため池、湖岸、堤防、土砂崩壊防止、農業用河川工作物、たん水防除、農地侵食防止等の施設の整備に関すること</p> <p>(2) 応急対策 　ア 農業に関する被害状況の取りまとめ及び報告に関すること 　イ 災害時における種もみ、その他営農資材の確保に関すること 　ウ 災害時における生鮮食料品等の供給に関すること 　エ 災害時における農作物、蚕、家畜等に係る管理指導及び病害虫の防除に関すること 　オ 土地改良機械及び技術者等を把握し、緊急貸出し及び動員に関すること</p> <p>(3) 復旧対策 　ア 災害発生後はできる限り速やかに査定をし、農地、農業用施設等について特に必要がある場合の緊急査定の実施に関すること 　イ 災害による被災農林漁業等に対する資金の融通に関すること</p> <p>(4) その他 　ア 農業関係被害状況の情報収集及び報告に関すること 　イ 災害時の政府所有米穀の供給に関すること（農林水産省生産局）</p> <p>5. 関東森林管理局 (略)</p> <p>6. 関東経済産業局 (略)</p> <p>7. 関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>8. 関東運輸局 (略)</p> <p>9. 東京管区気象台 (略)</p> <p>10. 関東地方整備局 (略)</p> <p>11. 関東総合通信局 (略)</p>	<p>1. 関東管区警察局 (略)</p> <p>2. 関東総合通信局</p> <p>(1) 電波及び有線電気通信の監理に関すること (2) 防災及び災害対策用無線局の開設、整備についての指導に関すること (3) 災害時における非常通信の確保に関すること (4) 非常通信訓練の計画及びその実施についての指導に関すること (5) 非常通信協議会の育成及び指導に関すること</p> <p>3. 関東財務局千葉財務事務所 (略)</p> <p>4. 関東信越厚生局 (略)</p> <p>5. 千葉労働局 (略)</p> <p>6. 関東農政局</p> <p>(1) 農業関係・卸売市場及び食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること (2) 応急用食料・物資の支援に関すること (3) 食品の需給・価格動向の調査に関すること (4) 飲食料品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること (5) 飼料・種子等の安定供給対策に関すること (6) 病害虫防除及び家畜衛生対策に関すること (7) 営農技術指導及び家畜の移動に関すること (8) 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること (9) 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること (10) 被害農業者に対する金融対策に関すること</p> <p>7. 関東森林管理局 (略)</p> <p>8. 関東経済産業局 (略)</p> <p>9. 関東東北産業保安監督部 (略)</p> <p>10. 関東地方整備局 (略)</p> <p>11. 関東運輸局 (略)</p>	

修 正 前		修 正 後
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第3 指定地方行政機関	頁 風－4～6	修正理由 県地域防災計画の見直しに伴うもの
12. 千葉労働局 (略)		<p>12. 関東地方測量部</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 災害時等における地理空間情報の整備・提供に関すること (2) 復旧・復興のための公共測量の指導・助言に関すること (3) 地殻変動の監視に関すること <p>13. 東京管区気象台</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 気象、地象、水象の観測及びその成果の収集、発表に関すること (2) 気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報・警報等の防災情報の発表、伝達及び解説に関すること (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関すること (4) 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関すること

修 正 前		修 正 後
風水害編 第1章 総則 第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱 第7 公共的団体その他防災上重要な施設の管理者	頁 風-10	修 正 理 由 防災関係機関の追加に伴うもの
1 ~ 1 1 (略)		1 ~ 1 1 (略) 1 2. 東葛北部、五駄、南部、江川の各土地改良区 農地、農業用施設の被害調査と湛水被害の復旧に関すること 1 3. 一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部 <u>災害時における応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の供給に関するこ</u> 1 4. 危険物取扱施設等の管理者 (略) 1 5. 金融機関 (略)

修 正 前	修 正 後
<p>風水害編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第2節 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第8 第8 市民等及び事業所等</p> <p>1. 市民等</p> <p>(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。</p> <p>ア 避難情報等発表時のとるべき行動の確認</p> <p>イ 食料・飲料水の備蓄</p> <p>ウ 非常持出品の準備</p> <p>(2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること</p> <p>(3) 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること</p> <p>2. 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>3. 事業所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>4. ボランティア団体</p> <p>(略)</p>	<p>頁 風－10、11</p> <p>修 正 理 由 市政備蓄との整合を図るもの</p> <p>1. 市民等</p> <p>(1) 自らの生命・身体・財産の被害を最小限に食い止めるため、次の事項を行う。</p> <p>ア 避難情報等発表時のとるべき行動の確認</p> <p>イ 食料・飲料水・生活必需品・医薬品・福祉用具等の備蓄（最低3日分以上）</p> <p>ウ 非常持出品の準備</p> <p>(2) 市民等自らが隣近所、地域で協力し合い行動できるよう、地域コミュニティの形成に努めるとともに、自発的な防災活動に積極的に参加し、過去の災害から得られた教訓の伝承や、災害の未然防止、被害の拡大防止及び災害の復旧に寄与すること</p> <p>(3) 市及び県が実施する災害対策に積極的に協力すること</p> <p>2. 自主防災組織</p> <p>(略)</p> <p>3. 事業所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) 従業員3日分の食料及び飲料水、生活必需品、医薬品等の備蓄を行うこと</p> <p>4. ボランティア団体</p> <p>(略)</p>

修 正 前		
風水害編		頁
第1章 総則		
第3節 災害環境		
第3 社会環境		風－12
1. 人口		
本市の人口と世帯数は、平成29年4月1日現在、154,772人、66,237世帯である。		
2. 土地利用		
本市の面積は、103.55km ² であり、土地利用の状況は次のとおりである。		
<土地利用の状況> (平成28年1月1日現在)		
田	12,959,010	12.5
畑	17,755,241	17.2
宅地	24,253,425	23.4
池沼	295,502	0.3
山林	5,903,547	5.7
原野	129,214	0.1
雑種地	11,779,920	11.4
その他	30,474,141	29.4

修 正 後		
修 正 理 由		
人口及び土地利用の変更するもの		
1. 人口		
本市の人口と世帯数は、平成30年4月1日現在、154,348人、67,122世帯である。		
2. 土地利用		
本市の面積は、103.55km ² であり、土地利用の状況は次のとおりである。		
<土地利用の状況> (平成29年1月1日現在)		
田	12,915,313	12.5
畑	17,449,401	16.9
宅地	24,383,993	23.5
池沼	295,653	0.3
山林	5,799,165	5.6
原野	122,771	0.1
雑種地	11,994,874	11.6
その他	30,588,830	29.5

修 正 前	修 正 後
<p>風水害編</p> <p>第1章 総則</p> <p>第4節 風水害の想定</p> <p>第2 土砂災害</p> <p>本市の土砂災害危険箇所は、県によって7箇所が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定・告示されている。</p>	<p>修 正 理 由</p> <p>千葉県が行った基礎調査の結果に伴うもの</p> <p>本市の土砂災害危険箇所は、県によって5箇所が指定されている。いずれも段丘と谷底平野の境界にあたる段丘崖に分布する。</p> <p>また、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域に指定・告示されている。</p>

修 正 前		修 正 後
風水害編 第2章 災害予防計画 第1節 防災体制の確立 第2 情報連絡体制の整備	頁 風－15	修 正 理 由 字句の修正
市、県及び防災関係機は、災害時の情報収集・伝達を確保するため、防災無線等の整備や無線を有する基幹・団体との連携に努める。 対策の内容は、震災編 第2章 第1節 第2 「情報連絡体制の整備」を準用する。		市、県及び防災関係機は、災害時の情報収集・伝達を確保するため、防災無線等の整備や無線を有する 機関 ・団体との連携に努める。 対策の内容は、震災編 第2章 第1節 第2 「情報連絡体制の整備」を準用する

修 正 前	修 正 後
<p>風水害編</p> <p>第2章 災害予防計画</p> <p> 第3節 各種災害の予防対策</p> <p> 第1 水害予防計画</p>	<p>修正理由 水防法の規定に基づき修正するもの</p>
<p>1. 河川改修の計画 (略)</p> <p>2. 河川の管理 (略)</p> <p>3. 洪水ハザードマップの作成と公共 土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。 なお、浸水想定区域内に福祉施設等があることから地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。</p>	<p>1. 河川改修の計画 (略)</p> <p>2. 河川の管理 (略)</p> <p>3. 洪水ハザードマップの作成と周知 土木部は、市民等に水害の危険性を正しく認識してもらうため、洪水ハザードマップ等を配布し、市民等に対し水害危険区域や指定避難所等の周知を図る。その際、河川近傍や浸水深の大きい区域については、「早期の立退き避難が必要な区域」として明示することに努める。 なお、浸水想定区域内に福祉施設等があることから地域防災計画に施設の名称・所在地等の記載に努める。また、インターネット（市ホームページ等）を活用し周知に努める。</p>

修 正 前			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 (災害対策本部 組織図)	頁 風-27		
■対策班			
<table border="1"> <tr> <td>環境衛生班 【環境部長】</td> <td>清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課</td> </tr> </table>		環境衛生班 【環境部長】	清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課
環境衛生班 【環境部長】	清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課		

修 正 後			
修 正 理 由 市機構改革に伴うもの			
■対策班			
<table border="1"> <tr> <td>環境衛生班 【環境部長】</td> <td>清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課</td> </tr> </table>		環境衛生班 【環境部長】	清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課
環境衛生班 【環境部長】	清掃計画課、清掃第一課、 清掃第二課、環境保全課		

修 正 前			
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第1節 災害応急活動体制 (災害対策本部 所掌事務)			頁 風-30、31
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第一課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		清掃第二課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災建築物の応急危険度判定に関すること ◎住宅の応急修理に関すること。 ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住宅被害認定調査に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の応急修理に関すること ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫に関すること。

修 正 後			
修 正 理 由 災害対策本部の見直しに伴うもの			
■各対策班			
班名	統括責任者	責任者	事務分掌
環境衛生班	環境部長	清掃計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・防疫（消毒）に関すること。
		清掃第一課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎災害廃棄物収集及び処理に関すること。 ・し尿の収集に関すること。 ・仮設トイレ設置及び管理に関すること。
		環境保全課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎仮設トイレ設置及び管理に関すること。 ・放射性物質等のモニタリングに関すること。 ・ペットの保護に関すること。 ◎防疫（消毒）に関すること。
住宅班	都市部長 総務部長	都市計画課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎被災宅地の危険度判定に関すること ◎被災宅地の応急危険度判定に関すること ・住宅の応急修理に関すること。 ・住宅関係の障害物の除去に関すること。 ・仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ・住宅被害認定調査に関すること。
		営繕課長	<ul style="list-style-type: none"> ◎住宅の応急修理に関すること ◎住宅関係の障害物の除去に関すること。 ◎仮設住宅の設置及び管理に関すること。 ◎仮設住宅の入居者選定に関すること。 ・被災建築物の応急危険度判定に関すること。
保健救護班	保健福祉部長	保健センター長	<ul style="list-style-type: none"> ・応急医療救護及び助産に関すること。 ・医療資器材及び医薬品の確保に関すること。 ・被災者の健康管理に関すること。 ・防疫（保健衛生）に関すること。

修 正 前		修 正 後
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第4節 災害派遣・応援要請 第1 自衛隊の災害派遣	頁 風-38	修 正 理 由 市消防計画の変更に伴い追加するもの
<p>市は、人命又は財産の保護のために必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース駐車場）を受け入れ場所として、必要な措置を実施する。</p> <p>対策の内容は、震災編 第3章 第4節 第1「自衛隊の災害派遣」に準拠する。</p>		<p>市は、人命又は財産の保護のために必要がある場合、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求し、野田市パブリックゴルフ場（けやきコース及びひばりコース駐車場）を受け入れ場所として、必要な措置を実施する。</p> <p>対策の内容は、震災編 第3章 第4節 第1「自衛隊の災害派遣」に準拠する。</p>

修 正 前		修 正 後
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第6節 医療救護・防疫活動 第3 防疫活動	頁 風-43	修 正 理 由 市消防計画の変更に伴い追加するもの
保健救護班は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。 対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。		保健救護班 及び環境衛生班 は、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき、防疫組織を設け、野田健康福祉センターと連携して浸水した地域の消毒や被災者の検病調査や健康診断を実施する。 対策の内容は、震災編 第3章 第6節 第3「防疫活動」を準用する。

修 正 前		修 正 後
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第1 避難勧告・指示等	頁 風-44	修正理由 水防法の規定に基づき修正するもの
<p>1. 避難勧告・指示等の発令</p> <p>(1) 避難勧告・指示等の発令</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるとときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。</p> <p>また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。</p> <p>〈避難基準の目安〉 (略)</p>	<p>1. 避難勧告・指示等の発令</p> <p>(1) 避難勧告・指示等の発令</p> <p>本部長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を勧告し、緊急を要すると認めるとときは避難のための立ち退き又は屋内での退避等安全確保を指示する。</p> <p>また、避難勧告・指示に先立ち、市民の避難準備と避難行動要支援者等の避難開始を促すため「避難準備・高齢者等避難開始」を伝達する。総括班は、本部長へ避難に関する情報を伝達し、避難勧告・指示等の事務を行う。その際、避難勧告・指示等を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における準備情報の提供に努める。また、災害の状況に応じて避難勧告等を発令した上で、避難時の周囲の状況等により指定緊急避難場所への移動を行うことがあって危険を伴うと住民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市町村は、住民等への周知徹底に努めるものとする。</p> <p>〈避難基準の目安〉 (略)</p>	

修 正 前		修 正 後
風水害編 第3章 災害応急対策計画 第7節 避難対策 第2 支部連絡所の開設及び役割	頁 風-47	修 正 理 由 水防法第15条第1項の規定に基づき修正するもの
<p>3. 支部連絡所の役割 支部連絡所の役割は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること イ 担当区域の現状把握と対応策の検討 ウ 指定緊急避難場所及び災害対策本部への通信連絡に関すること エ 場所以外の避難住民の対応に関すること</p> </div> <p><支部連絡所の情報収集伝達体制></p> <pre> graph TD A[各指定緊急避難場所] <--> B[支部連絡所 (被害状況等 の とりまとめ)] B <--> C[災害対策本部] A -- "各指定緊急避難場所の情報の収集 本部からの情報の伝達" --> B B -- "収集した情報の本部への報告 本部からの指示" --> C C -- "本部からの指示" --> B </pre>	<p>3. 支部連絡所の役割 支部連絡所の役割は次のとおりとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>ア 担当区域の情報収集に関すること及び情報伝達に関すること イ 担当区域の現状把握と対応策の検討 ウ 指定避難所及び災害対策本部への通信連絡に関すること エ 指定避難所以外の避難住民の対応に関すること</p> </div> <p><支部連絡所の情報収集伝達体制></p> <pre> graph TD A[各指定避難所] <--> B[支部連絡所 (被害状況等 の とりまとめ)] B <--> C[各指定避難所] A -- "各指定避難所の情報の収集 本部からの情報の伝達" --> B B -- "収集した情報の本部への報告 本部からの指示" --> C C -- "本部からの指示" --> B </pre>	

修 正 前	
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第1 基本方針	頁 大-5
<p>・ 基本方針</p> <p>市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。</p> <p>また、原子力施設等の防災対策について（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定）の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ : Emergency Planning Zone）」「緊急防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。</p> <p>これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。</p> <p>なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。</p> <p>また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。</p> <p>核原料物質：（略） 核燃料物質：（略） 放射性同位元素：（略） 原子力事業所：（略） 核燃料物質使用事業所：（略） 核原料物質使用事業所：（略）</p>	

修 正 後	
修 正 理 由 字句の修正	
<p>1. 基本方針</p> <p>市及び県には、「原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）」（以下「原災法」という。）に規定される原子力事業所の立地はないが、医療機関及び試験研究機関等の放射性同位元素等使用事業所のほか、核原料物質使用事業所や核燃料物質使用事業所が存在している。</p> <p>また、原子力施設等の防災対策について（昭和 55 年 6 月 30 日原子力安全委員会決定）の「防災対策を重点的に実施すべき地域の範囲（EPZ : Emergency Planning Zone）」「緊急防護措置を準備する区域（UPZ : Urgent Protective Action Planning Zone）」には入っていない。さらに、核原料物質、核燃料物質又はこれらによって汚染された物質（以下「核燃料物質等」という。）あるいは放射性同位元素又はこれらによって汚染された物質（以下「放射性同位元素等」という。）の取扱や原子力艦寄港の状況を把握することも、国の所掌事項となっており、市及び県は、核燃料物質等又は放射線同位元素等（以下「放射性物質」という。）の規制に関して法的権限を有していない。</p> <p>しかし、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災による福島第一原子力発電所事故に起因する放射性物質等により、水道水の摂取制限や農産物の出荷制限など、市民の生活、社会経済活動などに様々な影響が及んだ。</p> <p>これらを受け、「地域防災計画（大規模事故編）」に、放射性物質取扱事業所及び防災関係機関の予防対策、事故発生時の対策について定める。</p> <p>なお、本計画を迅速かつ的確に推進するため、事故発生時等の具体的な対応などについては、県が定めた「放射性物質事故対応マニュアル」を踏まえ、別途定める対応マニュアルによるものとする。</p> <p>また、県外の原子力事業所における事故については、原子力規制委員会にて決定された、原子力災害対策指針に準じた対応をすることとする。</p> <p>核原料物質：（略） 核燃料物質：（略） 放射性同位元素：（略） 原子力事業所：（略） 核燃料物質使用事業所：（略） 核原料物質使用事業所：（略）</p>	

修 正 前				
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第1節 放射性物質事故対策計画 第3 応急対策計画				頁 大-8
4. 避難等の防護対策 (略)				
〈OILと防護措置について〉 原子力災害対策指針（平成27年8月）				
緊急防護措置 (略) 早期防護措置 (略)				
飲食物 摂取制限	(略)	(略)	(略)	
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核 種	飲料水 牛乳・乳 製品
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2000Bq/kg
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プロトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$ =毎時マイクロシーベルト、 Bq/kg =ベクレル)				

修 正 後				
修正理由 「原子力災害対策指針」の策定に伴い修正するもの				
4. 避難等の防護対策 (略)				
〈OILと防護措置について〉 原子力災害対策指針（平成29年7月）				
緊急防護措置 (略) 早期防護措置 (略)				
飲食物 摂取制限	(略)	(略)	(略)	
	OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	核 種	飲料水 牛乳・乳 製品
		放射性ヨウ素	300Bq/kg	2000Bq/kg
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg
		プロトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg
(単位: $\mu\text{Sv}/\text{h}$ =毎時マイクロシーベルト、 Bq/kg =ベクレル)				

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第2節 大規模断水対策 第3 応急対策計画	頁 大-13	修 正 理 由 広報手段を追加するもの
1. 応急活動体制 (略) 2. 応急給水活動 (略) 3. 災害広報等 (1) コールセンターの設置 (略) (2) 広報活動 広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載等による広報活動を行う。 (略) (3) トイレ対策 (略) (4) 応援要請 (略)	1. 応急活動体制 (略) 2. 応急給水活動 (略) 3. 災害広報等 (1) コールセンターの設置 (略) (2) 広報活動 広報班は、断水発生状況や給水活動の実施予定について、防災行政無線、ホームページへの掲載 <u>やメール、ツイッターの配信</u> 等による広報活動を行う。 (略) (3) トイレ対策 (略) (4) 応援要請 (略)	

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第3節 大規模火災対策 第3 応急対策計画	頁 大-16	修正理由 広報手段を追加するもの
1. 応急活動体制 (略) 2. 情報収集・伝達体制 (略) 3. 広報活動 広報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。 4. 避難 (略) 5. 消防活動 (略) 6. 救急救助 (略) 7. 交通規制 (略) 8. 救援・救護 (略)		1. 応急活動体制 (略) 2. 情報収集・伝達体制 (略) 3. 広報活動 広報班は、火災発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。 4. 避難 (略) 5. 消防活動 (略) 6. 救急救助 (略) 7. 交通規制 (略) 8. 救援・救護 (略)

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第4節 林野火災対策 第2 予防計画	頁 大-17	修正理由 広報手段を追加するもの
<p>1. 広報宣伝</p> <p>(1) 広報などによる注意 消防本部は、市報、防災行政無線、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。</p> <p>(2) 学校教育による指導 (略)</p> <p>2. 法令による規制 (略)</p> <p>3. 林野の整備 (略)</p> <p>4. 消防体制の確立 (略)</p>		<p>1. 広報宣伝</p> <p>(1) 広報などによる注意 消防本部は、市報、防災行政無線、メール、ホームページ等を利用し、林野火災予防に対する市民意識を喚起する。</p> <p>(2) 学校教育による指導 (略)</p> <p>2. 法令による規制 (略)</p> <p>3. 林野の整備 (略)</p> <p>4. 消防体制の確立 (略)</p>

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第5節 危険物等灾害対策計画 第3 応急対策計画	頁 大-20	修正理由 広報手段を追加するもの
<p>1. 応急活動体制 (略)</p> <p>2. 情報収集・伝達体制 (略)</p> <p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。</p> <p>4. 避難 総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難勧告又は避難指示を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。 避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。 自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。 また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p> <p>5. 消防活動 (略)</p> <p>6. 救急救助 (略)</p> <p>7. 交通規制 (略)</p> <p>8. 救護・救援 (略)</p>	<p>1. 応急活動体制 (略)</p> <p>2. 情報収集・伝達体制 (略)</p> <p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。</p> <p>4. 避難 総括班は、火災等が拡大し危険な区域、有毒物質の拡散等が予想される地区に対し、避難勧告又は避難指示 (緊急) を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。 避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。 自主防災組織等は、避難誘導にあたっては、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。 また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p> <p>5. 消防活動 (略)</p> <p>6. 救急救助 (略)</p> <p>7. 交通規制 (略)</p> <p>8. 救護・救援 (略)</p>	

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第6節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画	頁 大-21	修 正 理 由 広報手段を追加するもの
1. 応急活動体制 (略) 2. 情報収集・伝達体制 (略) 3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。		1. 応急活動体制 (略) 2. 情報収集・伝達体制 (略) 3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第6節 航空機災害対策計画 第3 応急対策計画	頁 大-22	修正理由 組織名の修正するもの
4. 避難 (略) 5. 消防活動 (略) 6. 救急救助 消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。 また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。 負傷者の救護は、災害現場に医療救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、野田市医師会、野田市歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。 7. 交通規制 (略) 8. 遺体の収容 (略) 9. 防疫・清掃 (略) 10. その他支援 (略)		4. 避難 (略) 5. 消防活動 (略) 6. 救急救助 消防本部は、災害現場における救助活動を実施するほか、負傷者等を医療機関に搬送する。 また、被害状況の把握に努め、必要に応じて国、県及び他の市町村に応援要請をする。民間からは、救助用資機材等を確保し効率的な救急救助活動を行う。 負傷者の救護は、災害現場に医療救護所を設置し、県医師会、県歯科医師会、野田市医師会、野田市歯科医師会、 日本赤十字社 千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、医療機関に搬送する。 7. 交通規制 (略) 8. 遺体の収容 (略) 9. 防疫・清掃 (略) 10. その他支援 (略)

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第7節 鉄道灾害対策計画 第3 応急対策計画	頁 大-24	修 正 理 由 広報手段を追加するもの
3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。		3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、 ツイッター 等による広報活動を行う。
4. 避難 (略)		4. 避難 (略)
5. 消防活動 (略)		5. 消防活動 (略)
6. 救助・救護活動 東武鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。 消防・救助班は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、必要な救助用資機材等を投入して救出にあたる。また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。 医療救護班は、負傷者の救護のため災害現場に救護所を設置し、野田市医師会、野田市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、日赤千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。	6. 救助・救護活動 東武鉄道株式会社は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うとともに、必要に応じて救助・救急活動を実施機関に協力要請する。 消防・救助班は、乗客、地域住民救出のため救出班を編成し、必要な救助用資機材等を投入して救出にあたる。また、民間からは、救助用資機材等を確保し、効率的な救急救助活動を行う。 医療救護班は、負傷者の救護のため災害現場に救護所を設置し、野田市医師会、野田市歯科医師会、県医師会、県歯科医師会、 日本赤十字社 千葉県支部等が派遣する救護班の協力を得て、トリアージ、応急措置を行った後、救急指定病院又は災害拠点病院等に搬送する。	
7. 交通規制 (略)		7. 交通規制 (略)
8. 東武鉄道株式会社の応急・復旧対策 (略)		8. 東武鉄道株式会社の応急・復旧対策 (略)

修 正 前		修 正 後
大規模事故編 第2章 大規模事故対策計画 第8節 道路灾害対策計画 第3 応急対策計画	頁 大-26	修 正 理 由 広報手段を追加するもの
<p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ等による広報活動を行う。</p> <p>4. 避難 総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。 また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p> <p>5. 消防活動 (略)</p> <p>6. 救急救助 (略)</p> <p>7. 交通規制 (略)</p>	<p>3. 広報活動 広報班は、事故発生状況や地域への影響等について、防災行政無線、メール、ホームページ、ツイッター等による広報活動を行う。</p> <p>4. 避難 総括班は、有毒物質の拡散等が予想される地区に対しては、避難勧告又は避難指示（緊急）を伝達し、安全な地域に開設する指定避難所を指定する。避難所班は、指定避難所を開設し避難者の受入れを行う。 消防団、自主防災組織等は、避難誘導に際し、指定避難所、避難路及び災害危険箇所等の所在並びに災害の概要、その他避難に関する情報の提供に努める。 また、野田警察署は、避難勧告・指示及び避難誘導について協力するものとする。</p> <p>5. 消防活動 (略)</p> <p>6. 救急救助 (略)</p> <p>7. 交通規制 (略)</p>	

修 正 前			
資料編 2 自主防災 資料2-2 野田市自主防災組織一覧		頁 資-19~23	
地区	組織名	結成年月日	
閑宿北部	(略)	(略)	(略)
閑宿中部	(略)	(略)	(略)
閑宿南部	(略)	(略)	(略)
川間	(略)	(略)	(略)
北部	(略)	(略)	(略)
中央	118 鹿島町自主防災組織会	平成25年4月21日	
	119 上花輪第一自治会防災会	平成28年11月29日	
	120 上花輪4-1自主防災組合	平成23年7月15日	
	121 清水第1自治会防災部	平成9年8月27日	
	122 清水第2自治会防災会	平成27年9月1日	
	123 清水第3町内自主防災会	平成9年5月7日	
	124 清水第4防災会	平成9年7月16日	
	125 清水第5自治会自主防災会	平成8年7月8日	
	126 清水第6自治会自主防災会	平成21年5月29日	
	127 清水第7自治会防災委員会	平成8年3月11日	
	128 清水第八自治会防災会	平成18年12月6日	
	129 清水第11自治会自主防災会	平成9年7月18日	
	130 すみらんど自主防災会	平成12年4月21日	
	131 太子堂第一自治会防災会	平成27年4月1日	
	132 太子堂第二自治会防災会	平成27年5月22日	
	133 太子堂第三自治会防災会	平成27年4月4日	
	134 太子堂第4防災会	平成8年2月15日	
	135 太子堂第五自治会防災会	平成27年4月21日	
	136 堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日	
	137 堤台第2自治会防災会	平成28年1月19日	
	138 堤台第3自治会防災会	平成28年1月19日	
	139 つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日	
	140 仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日	
	141 仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日	
	142 仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日	

修 正 後			
修正理由 新たに結成された自主防災組織を追加するもの			
地区	組織名	結成年月日	
閑宿北部	(略)	(略)	(略)
閑宿中部	(略)	(略)	(略)
閑宿南部	(略)	(略)	(略)
川間	(略)	(略)	(略)
北部	(略)	(略)	(略)
中央	118 鹿島町自主防災組織会	平成25年4月21日	
	119 上花輪第一自治会防災会	平成28年11月29日	
	120 上花輪4-1自主防災組合	平成23年7月15日	
	121 清水第1自治会防災部	平成9年8月27日	
	122 清水第2自治会防災会	平成27年9月1日	
	123 清水第3町内自主防災会	平成9年5月7日	
	124 清水第4防災会	平成9年7月16日	
	125 清水第5自治会自主防災会	平成8年7月8日	
	126 清水第6自治会自主防災会	平成21年5月29日	
	127 清水第7自治会防災委員会	平成8年3月11日	
	128 清水第八自治会防災会	平成18年12月6日	
	129 清水第11自治会自主防災会	平成9年7月18日	
	130 下町区1-1自治会防災会	平成29年4月23日	
	131 下町区第1の2自治会防災会	平成29年4月23日	
	132 下町区2の1自治会防災会	平成29年4月23日	
	133 下町区2の2自治会防災会	平成29年4月23日	
	134 下町区第3自治会防災会	平成29年4月23日	
	135 下町区第4自治会防災会	平成29年4月23日	
	136 下町区第5自治会防災会	平成29年4月23日	
	137 すみらんど自主防災会	平成12年4月21日	
	138 太子堂第一自治会防災会	平成27年4月1日	
	139 太子堂第二自治会防災会	平成27年5月22日	
	140 太子堂第三自治会防災会	平成27年4月4日	
	141 太子堂第4防災会	平成8年2月15日	
	142 太子堂第5自治会防災会	平成27年4月21日	
	143 堤台第1自治会防災会	平成28年1月27日	
	144 堤台第2自治会防災会	平成28年1月19日	
	145 堤台第3自治会防災会	平成28年1月19日	
	146 つつみ野自治会防災会	平成23年6月1日	
	147 仲町区第1自治会防災会	平成27年5月24日	
	148 仲町区第2自治会防災会	平成27年5月24日	
	149 仲町区第3自治会防災会	平成27年5月24日	

修 正 前	
資料編	頁
2 自主防災 資料 2-2 野田市自主防災組織一覧	資-19~23

地区	組織名	結成年月日
東部	143 仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	144 仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	145 中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	146 中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	147 中野台第9防災会	平成12年7月26日
	148 野田桜の里四季のまちI防災会	平成25年12月1日
	149 ほのぼの自治会自主防災会	平成28年1月24日
	150 鶴奉第一自治会防災会	平成27年4月1日
	151 鶴奉第2自治会自主防災会	平成12年12月20日
	152 ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月1日
	153 中根第1自治会防災会	平成22年7月1日
	154 中根第2自治会自主防災会	平成18年4月21日
	155 中根第3自治会自主防災会	平成17年9月14日
	156 中根第4自治会自主防災会	平成20年7月10日
	157 中根第6自治会自主防災会	平成18年4月28日
	158 中根第7自治会自主防災会	平成19年6月1日
	159 中根第9自治会自主防災会	平成21年7月6日
南部	160 中根第13自治会自主防災会	平成20年7月8日
	161 中根第14自治会自主防災会	平成20年4月1日
	162 中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年7月15日
	163 宮崎第3防災会	平成8年2月19日
	164 宮崎第5自治会自主防災組織	平成28年9月1日
	165 目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日
	166 柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日
	167 柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日
	168 柳沢第3・第8自治会	平成10年9月9日
	169 今上上下谷自治会防災会	平成25年7月6日
南部	170 梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年6月5日
	171 運河台自治会自主防災会	平成18年2月22日
	172 永大団地自主防災会	平成24年5月14日
	173 大崎自主防災会	平成24年3月5日
	174 大和田自治会自主防災会	平成22年5月6日
	175 県営野田山崎防災会	平成22年3月30日
	176 交通公社うめさと団地自治会自主防災会	平成21年8月6日
	177 桜木自主防災会	平成17年12月15日
	178 桜台自主防災会	平成19年6月25日
	179 里区自治会自主防災会	平成17年4月1日
	180 宿自治会防災会	平成28年4月17日
	181 大成防災会	平成18年3月27日
	182 チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	183 堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	184 東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	185 西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	186 西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	187 野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日

修 正 後		
修正理由		
新たに結成された自主防災組織を追加するもの		
地区	組織名	
東部	150 仲町区第4自治会防災会	平成27年5月24日
	151 仲町区第5自治会防災会	平成27年5月24日
	152 中野台第1自治会自主防災会	平成21年4月23日
	153 中野台第4自治会自主防災会	平成10年11月10日
	154 中野台第9防災会	平成12年7月26日
	155 野田桜の里四季のまちI防災会	平成25年12月1日
	156 ほのぼの自治会自主防災会	平成28年1月24日
	157 鶴奉第一自治会防災会	平成27年4月1日
	158 鶴奉第2自治会自主防災会	平成12年12月20日
	159 ドリームマークス自主防災組織	平成26年12月1日
	160 中根第1自治会防災会	平成22年7月1日
	161 中根第2自治会自主防災会	平成18年4月21日
	162 中根第3自治会自主防災会	平成17年9月14日
	163 中根第4自治会自主防災会	平成20年7月10日
	164 中根第6自治会自主防災会	平成18年4月28日
	165 中根第7自治会自主防災会	平成19年6月1日
	166 中根第9自治会自主防災会	平成21年7月6日
	167 中根第13自治会自主防災会	平成20年7月8日
	168 中根第14自治会自主防災会	平成20年4月1日
	169 中根ロータリーパレス野田自主防災会	平成20年7月15日
	170 宮崎第3防災会	平成8年2月19日
	171 宮崎第5自治会自主防災組織	平成28年9月1日
	172 目吹4区自治会防災会	平成10年3月31日
	173 柳沢第1自治会自主防災会	平成10年9月8日
	174 柳沢第2自治会自主防災会	平成9年5月6日
	175 柳沢第3・第8自治会	平成10年9月9日
	176 横内自治会防災会	平成29年4月1日
南部	177 今上上下谷自治会防災会	平成25年7月6日
	178 梅ヶ丘自治会自主防災会	平成18年6月5日
	179 運河台自治会自主防災会	平成18年2月22日
	180 永大団地自主防災会	平成24年5月14日
	181 大崎自主防災会	平成24年3月5日
	182 大和田自治会自主防災会	平成22年5月6日
	183 県営野田山崎防災会	平成22年3月30日
	184 交通公社うめさと団地自治会自主防災会	平成21年3月30日
	185 桜木自主防災会	平成17年12月15日
	186 桜台自主防災会	平成19年6月25日
	187 里区自治会自主防災会	平成17年4月1日
	188 宿自治会防災会	平成28年4月17日
	189 新花井自治会防災会	平成29年4月23日
	190 大成防災会	平成18年3月27日
	191 チサンマンション野田自主防災会	平成19年6月19日
	192 堤根自治会自主防災会	平成8年2月14日
	193 東和リバーサイド野田防災会	平成10年9月24日
	194 西大和田第二自治会防災会	平成25年8月30日
	195 西大和田第三自治会自主防災会	平成24年10月4日
	196 野田山崎第二県営住宅自治会防災組織	平成25年6月15日

修 正 前			
資料編 2 自主防災 資料 2-2 野田市自主防災組織一覧		頁 資-19~23	
地区		組織名	結成年月日
南部	188	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	189	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	190	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	191	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	192	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	193	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	194	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日
	195	やまばと会防災会	平成24年7月10日
	196	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日
	197	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日
福田	198	下町自主防災会	平成9年4月28日
	199	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	200	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	201	灰毛自治会	平成8年3月19日
	202	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	203	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	204	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	205	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
合計	206	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
		206組織	

修 正 後			
修正理由 新たに結成された自主防災組織を追加するもの			
地区		組織名	結成年月日
南部	198	花井東自治会自主防災組織	平成29年5月29日
	199	東大崎自治会自主防災会	平成18年7月7日
	200	東新田自治会自主防災会	平成20年8月8日
	201	ビューパレー野田梅郷自治会自主防災会	平成19年6月25日
	202	松ヶ丘地区防災会	平成8年2月19日
	203	山崎新田第一自治会自主防災会	平成18年6月5日
	204	山崎新田団地第四自治会自主防災会	平成17年8月1日
	205	山崎団地自治会自主防災会	平成22年6月9日
	206	やまばと会防災会	平成24年7月10日
	207	ライオンズガーデン野田梅郷防災会	平成25年5月1日
	208	若葉台自治会自主防災会	平成21年3月3日
福田	209	下町自主防災会	平成9年4月28日
	210	白鷺梅郷住宅自治会防災組合	平成9年9月18日
	211	野田梅郷自治会防災会	平成8年7月24日
	212	灰毛自治会	平成8年3月19日
	213	保木間自治会防災会	平成29年2月1日
	214	本郷第1自治会自主防災会	平成22年5月18日
	215	本郷第2自治会自主防災会	平成22年5月18日
	216	三ツ堀防災会	平成13年2月28日
合計	217	わかくさ台防災会	平成23年9月2日
		217組織	

修 正 前		
資料編 3 情報連絡 資料3-5 野田市防災行政無線戸別受信機設置場所一覧	頁 資-42	
No.	設置場所（施設）	所在地（野田市）
65	グループホームすずらん（関東介護サービス株）	野田市中里 1564-2
66	グループホームパンヤンツリー関宿（有）サンミルクサービス	野田市木間ヶ瀬 4877-1
67	グループホーム菜の花（生活介護サービス株）	野田市宮崎 207-5
68	グループホームつつじの郷・デイハウスつつじの郷（地域福祉ネットサービス株）	野田市東宝珠花 222
69	麗翠堂グループホーム（有）ワイオハ	野田市瀬戸 965-1
70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）	野田市木間ヶ瀬 6129
71	きららほーむ・ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）	野田市目吹 2011-3
72	ここち野田（株）ベネッセスタイルケア	野田市山崎 2210-7
73	ブリスイン野田（株）ユーフォリア	野田市宮崎 81-6
74	野田市立花輪保育所	野田市上花輪新町 14
75	コビープリスクールあたご保育所（株）コビーソシオ	野田市宮崎 101-1
76	野田市立東部保育所	野田市鶴奉 228
77	野田市立南部保育所	野田市山崎 1214
78	野田市立北部保育所	野田市谷津 682-2
79	野田市立尾崎保育所	野田市尾崎 1714
80	野田市立乳児保育所	野田市中野台 17
81	野田市立木間ヶ瀬保育所	野田市木間ヶ瀬 3152-1
82	アスク古布内保育園（株）日本保育サービス	野田市古布内 1527-13
83	聖華保育園（社）聖華	野田市上三ヶ尾 454-1
84	コビープリスクールのだ保育園（株）コビーアンドアソシエイツ	野田市中野台 564-2
85	コビープリスクールせきやど保育園（株）コビーアンドアソシエイツ	野田市なみき二丁目 3-3
86	アスク七光台保育園（株）日本保育サービス	野田市谷津 367
87	アスク川間保育園（株）日本保育サービス	野田市尾崎 853-1
88	コビープリスクールさくらのさと保育園（社）コビーソシオ	野田市桜の里一丁目 1-5
89	すくすく保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）	野田市山崎 1952
90	特別養護老人ホームいきいきタウン野田	野田市中根 193
91	野田病院別棟付属施設 こすもす	野田市中里 1555-2
92	特別養護老人ホーム 船形サルビア荘（社会福祉法人円融会）	野田市船形 297-2
93	グループホームゆりの木（社会福祉法人いちいの会）	野田市木間ヶ瀬 3162
94	ご長寿くらぶ 野田清水公園北館（株）アーバンアーキテック	野田市桜の里一丁目 1-16

修 正 後		
修 正 理 由	設置場所を追加・修正するもの	
	No.	設置場所（施設）
	65	グループホームソラスト川間（株）ソラスト
	66	グループホームパンヤンツリー関宿（有）サンミルクサービス
	67	グループホーム菜の花（生活介護サービス株）
	68	（削除）
	69	麗翠堂グループホーム（有）ワイオハ
	70	ケアハウスウェルフェア（社会福祉法人恵愛会）
	71	ヴィラほまれの家（社会福祉法人招福会）
	72	ここち野田（株）ベネッセスタイルケア
	73	ブリスイン野田（医療法人社団愛世会）
	74	野田市立花輪保育所
	75	コビープリスクールあたご保育所（株）コビーソシオ
	76	野田市立東部保育所
	77	野田市立南部保育所
	78	野田市立北部保育所
	79	野田市立尾崎保育所
	80	野田市立乳児保育所
	81	野田市立木間ヶ瀬保育所
	82	アスク古布内保育園（株）日本保育サービス
	83	聖華保育園（社）聖華
	84	コビープリスクールのだ保育園（株）コビーアンドアソシエイツ
	85	コビープリスクールせきやど保育園（株）コビーアンドアソシエイツ
	86	アスク七光台保育園（株）日本保育サービス
	87	アスク川間保育園（株）日本保育サービス
	88	コビープリスクールさくらのさと保育園（社）コビーソシオ
	89	すくすく保育園（社会福祉法人すくすくどろんこの会）
	90	特別養護老人ホームいきいきタウンのだ（社会福祉法人ばる）
	91	野田病院居宅介護支援センターこすもす（医療法人社団真療会）
	92	特別養護老人ホーム 船形サルビア荘（社会福祉法人円融会）
	93	グループホームゆりの木（社会福祉法人いちいの会）
	94	ご長寿くらぶ 野田清水公園北館（株）アーバンアーキテック

修 正 前	
資料編	頁
3 情報連絡	
資料 3-8 野田市防災用MCA無線局番号簿	資-47
設置場所又は使用場所	呼出番号
指定緊急避難場所 野田市立二川中学校	3 6 0
指定緊急避難場所 野田市立閑宿中学校	3 6 1
指定緊急避難場所 千葉県立清水高等学校	3 7 1
指定緊急避難場所 学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	3 7 2
指定緊急避難場所 千葉県立野田中央高等学校	3 7 3
指定緊急避難場所 千葉県立閑宿高等学校	3 7 4
市施設 野田市立野田幼稚園	3 8 1
指定緊急避難場所 野田市立閑宿南部幼稚園	3 8 2
指定緊急避難場所 野田市立閑宿中部幼稚園	3 8 3
指定緊急避難場所 私立閑宿幼稚園	3 8 4
指定緊急避難場所 野田市立木間ヶ瀬保育所	3 8 5
指定緊急避難場所 アスク古布内保育園	3 8 6
指定緊急避難場所 東葛飾教育事務所東葛飾研修所	3 9 1
指定緊急避難場所 千葉県立野田看護専門学校	3 9 2
指定緊急避難場所 千葉県立閑宿城博物館	3 9 3
ライフライン 野田ガス(株)	4 0 1
ライフライン 東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社野田事務所	4 0 2
ライフライン 東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	4 0 3
医療機関 小張総合病院	4 5 1
医療機関 門倉医院	4 5 2
医療機関 野田病院	4 5 3
医療機関 キッコーマン総合病院	4 5 4
指定緊急避難場所 東京理科大学	5 0 1
指定緊急避難場所 (株)ユー・エス・エス	5 0 2
指定緊急避難場所 アルフレッサ ファーマ(株)	5 0 3
携帯局 災害対策本部活動用 (16台)	6 0 1～6 1 6
携帯局 指定緊急避難場所 閑宿あおぞら広場	6 2 1
携帯局 指定緊急避難場所 元町香取神社	6 2 2
携帯局 指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	6 2 3
携帯局 指定緊急避難場所 古布内淨禪寺	6 2 4
携帯局 指定緊急避難場所 飯塚白山神社	6 2 5
携帯局 指定緊急避難場所 清水公園	6 2 6
携帯局 指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	6 2 7
携帯局 指定緊急避難場所 愛宕神社	6 2 8
携帯局 指定緊急避難場所 鹿島神社	6 2 9
携帯局 指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	6 3 0
携帯局 指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	6 3 1
携帯局 野田市補修事務所	6 3 2
携帯局 水道部 (5台)	6 4 1～6 4 5
携帯局 複合老人ホーム野田市楽寿園	6 5 1
携帯局 消防本部 警防課	7 1 9
携帯局 消防署 中央分署	7 2 9
携帯局 消防署 南分署	7 3 9
携帯局 消防署 北分署	7 4 9
携帯局 消防署 閑宿分署	7 5 9
携帯局 消防署 閑宿北出張所	7 6 9
車載局 災害対策活動用 (21台)	8 0 1～8 2 6 8 1 1～8 1 2 8 2 1～8 3 3
車載局 市施設 水道部 (5台)	8 4 1～8 4 5
携帯局 消防団 (56台)	9 1 1～9 1 7 9 2 1～9 2 8 9 3 1～9 3 5 9 4 1～9 4 6 9 5 1～9 5 6 9 6 1～9 6 8 9 7 1～9 8 6

修 正 後	
修 正 理 由	設置場所を追加するもの
設置場所又は使用場所	呼出番号
指定緊急避難場所 野田市立二川中学校	3 6 0
指定緊急避難場所 野田市立閑宿中学校	3 6 1
指定緊急避難場所 千葉県立清水高等学校	3 7 1
指定緊急避難場所 学校法人千葉武陽学園 西武台千葉高等学校	3 7 2
指定緊急避難場所 千葉県立野田中央高等学校	3 7 3
指定緊急避難場所 千葉県立閑宿高等学校	3 7 4
市施設 野田市立野田幼稚園	3 8 1
指定緊急避難場所 野田市立閑宿南部幼稚園	3 8 2
指定緊急避難場所 野田市立閑宿中部幼稚園	3 8 3
指定緊急避難場所 私立閑宿幼稚園	3 8 4
指定緊急避難場所 野田市立木間ヶ瀬保育所	3 8 5
指定緊急避難場所 アスク古布内保育園	3 8 6
指定緊急避難場所 東葛飾教育事務所東葛飾研修所	3 9 1
指定緊急避難場所 千葉県立野田看護専門学校	3 9 2
指定緊急避難場所 千葉県立閑宿城博物館	3 9 3
ライフライン 野田ガス(株)	4 0 1
ライフライン 東京電力パワーグリッド株式会社東葛支社野田事務所	4 0 2
ライフライン 東日本電信電話(株)千葉事業部千葉西支店	4 0 3
医療機関 小張総合病院	4 5 1
医療機関 門倉医院	4 5 2
医療機関 野田病院	4 5 3
医療機関 キッコーマン総合病院	4 5 4
医療機関 東葛飾病院	4 5 5
医療機関 野田中央病院	4 5 6
指定緊急避難場所 東京理科大学	5 0 1
(株)ユー・エス・エス	5 0 2
指定緊急避難場所 アルフレッサ ファーマ(株)	5 0 3
携帯局 災害対策本部活動用 (16台)	6 0 1～6 1 6
携帯局 指定緊急避難場所 閑宿あおぞら広場	6 2 1
携帯局 指定緊急避難場所 元町香取神社	6 2 2
携帯局 指定緊急避難場所 下納谷浅間神社	6 2 3
携帯局 指定緊急避難場所 古布内淨禪寺	6 2 4
携帯局 指定緊急避難場所 飯塚白山神社	6 2 5
携帯局 指定緊急避難場所 清水公園	6 2 6
携帯局 指定緊急避難場所 旧専売公社跡地	6 2 7
携帯局 指定緊急避難場所 愛宕神社	6 2 8
携帯局 指定緊急避難場所 鹿島神社	6 2 9
携帯局 指定緊急避難場所 キッコーマン野球場	6 3 0
携帯局 指定緊急避難場所 朝日ヶ丘公園	6 3 1
携帯局 野田市補修事務所	6 3 2
携帯局 水道部 (5台)	6 4 1～6 4 5
携帯局 複合老人ホーム野田市楽寿園	6 5 1
携帯局 消防本部 警防課	7 1 9
携帯局 消防署 中央分署	7 2 9
携帯局 消防署 南分署	7 3 9
携帯局 消防署 北分署	7 4 9
携帯局 消防署 閑宿分署	7 5 9
携帯局 消防署 閑宿北出張所	7 6 9
携帯局 消防署(緊急車両)	7 8 1
携帯局 消防署 中央分署(緊急車両)	7 8 2
携帯局 消防署 北分署(緊急車両)	7 8 3
携帯局 消防署 南分署(緊急車両)	7 8 4
携帯局 消防署 閑宿分署(緊急車両)	7 8 5
携帯局 消防署 閑宿北出張所(緊急車両)	7 8 6
携帯局 消防署(緊急車両)	7 8 7

修正前								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧					頁 資-55			
○指定緊急避難場所一覧[地震・大規模事故対応]								
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (m ²)
☆		18	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1 閑宿支所 (7198)1111 閑宿コミュニティ会館 (7198) 1941	建物 駐車場	4,604 2,767	65 70	3.3 2.0
								906 968
☆		19	野田市閑宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3
☆		20	野田市閑宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3
☆		21	野田市立閑宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1 (7198)4321	校舎 校庭 体育館	3,699 9,876 795	65 70 70	3.3 2.0 3.3
								728 3,456 168

修正後								
修正理由 電話番号を修正するもの								
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (m ²)
☆		18	野田市いちいのホール	野田市東宝珠花 237-1 閑宿支所 (7198)1111 閑宿コミュニティ会館 (7198) 1941	建物 駐車場	4,604 2,767	65 70	3.3 2.0
								906 968
☆		19	野田市閑宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7198)2166	建物	1,125	65	3.3
☆		20	野田市閑宿保健センター	野田市東宝珠花 260-1 (7198)5011	建物	2,750	65	3.3
☆		21	野田市立閑宿中央小学校	野田市東宝珠花 234-1 (7198)4321	校舎 校庭 体育館	3,699 9,876 795	65 70 70	3.3 2.0 3.3
								728 3,456 168

修正前								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-1 指定緊急避難場所一覧						頁 資-57		
○指定緊急避難場所一覧[地震・大規模事故対応]								
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (m ²)
☆ 東部地区	東葛飾郡野田市	56	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0
		57	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0
		58	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3
					校庭	7,849	70	2.0
					体育館	796	70	3.3
		59	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3
					校庭	16,053	70	2.0
					体育館	1,426	70	3.3
		60	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3
					運動場	1,200	70	2.0
		61	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3
					校庭	15,404	70	2.0
					体育館	751	70	3.3
		62	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3
					校庭	8,549	70	2.0
					体育館	608	70	3.3
		63	千葉県立野田看護専門 学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3
					敷地	23,200	70	2.0
					体育館	986	70	3.3

修正後								
修正理由 所在地を修正するもの								
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (m ²)
	☆ 東部地区	56	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53 (7124)4148	駐車場	2,318	70	2.0
		57	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1 (7124)1555	駐車場	7,068	70	2.0
☆		58	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55 (7122)2362	校舎	3,516	65	3.3
☆					校庭	7,849	70	2.0
☆					体育館	796	70	3.3
☆		59	野田市立第二中学校	野田市中根 139 (7122)5534	校舎	5,255	65	3.3
☆					校庭	16,053	70	2.0
☆					体育館	1,426	70	3.3
☆		60	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3
☆					運動場	1,200	70	2.0
☆		61	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500 (7122)3015	校舎	4,547	65	3.3
☆					校庭	15,404	70	2.0
☆					体育館	751	70	3.3
☆		62	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220 (7122)3004	校舎	4,392	65	3.3
☆					校庭	8,549	70	2.0
☆					体育館	608	70	3.3
☆		63	千葉県立野田看護専門 学校	野田市中根 316-1 (7121)0222	校舎	6,862	65	3.3
☆					敷地	23,200	70	2.0
☆					体育館	986	70	3.3

修 正 前								
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4-1 指定緊急避難場所一覧					頁 資-59			
○指定緊急避難場所一覧[土砂災害対応]								
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (m ²)
☆	市内一円	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		3	野田市閑宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7196)2166	建物	1,125	65	3.3
☆		4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		9	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1 (7122)4202	建物	674	65	3.3
☆		10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後								
修正理由 所在地及び電話番号を修正するもの								
○指定緊急避難場所一覧[土砂災害対応]								
指定避難所	地区	No.	指定緊急避難場所名	所在地 電話番号	収容 施設	面積 (m ²)	有効率 (%)	1人当たり 面積 (m ²)
☆	市内一円	1	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		2	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		3	野田市閑宿中央公民館	野田市東宝珠花 253-1 (7198)2166	建物	1,125	65	3.3
☆		4	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		5	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		6	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		7	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		8	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		9	野田市鶴奉 174-4 (7122)4202	野田市東部公民館	建物	674	65	3.3
☆		10	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
☆		11	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前				
資料編 4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料 4-1 指定緊急避難場所一覧			頁 資-61	
○指定緊急避難場所一覧【洪水対応】				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-1	04-7122-4202	全て
	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316 -1	04-7121-0222	全て
	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958	04-7125-1155	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪 新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三 丁目、つつみ野一丁目～二丁目	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	全て
	野田市立清水台小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	全て
	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	全て
	野田市立中央小学校	野田市野田 611	04-7122-2116	全て

修 正 後				
修正理由 所在地を修正するもの				
大字	指定避難所	所 在 地	電話番号	浸水時に利用できる階
目吹、金杉、鶴奉、柳沢、宮崎、横内、中根、大殿井	野田市立柳沢小学校	野田市柳沢 139	04-7124-6234	全て
	野田市東部公民館	野田市鶴奉 174-4	04-7122-4202	全て
	野田市立東部中学校	野田市目吹 1500	04-7122-3015	全て
	野田市立東部小学校	野田市鶴奉 220	04-7122-3004	全て
	東葛飾教育事務所 東葛飾研修所	野田市柳沢 53	04-7124-4148	全て
	野田市文化センター	野田市鶴奉 5-1	04-7124-1555	全て
	野田市立宮崎小学校	野田市宮崎 55	04-7122-2362	全て
	野田市立第二中学校	野田市中根 139	04-7122-5534	全て
	千葉県立野田看護専門学校	野田市中根 316 -1	04-7121-0222	全て
	野田市総合公園(体育館)	野田市清水 958	04-7125-1155	全て
野田、上花輪、中野台、清水、堤台、中野台鹿島町、上花輪 新町、清水公園東一丁目～二丁目、桜の里一丁目～三 丁目、つつみ野一丁目～二丁目	千葉県立清水高等学校	野田市清水 482	04-7122-4581	全て
	野田市立清水台小学校	野田市清水 773	04-7124-1191	全て
	野田市立第一中学校	野田市野田 829-1	04-7122-5524	全て
	野田市立中央小学校	野田市野田 611	04-7122-2116	全て

修 正 前											修 正 後														
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-2 備蓄倉庫・備蓄品一覧											頁 資-63														
○備蓄倉庫・備蓄品一覧												平成29年3月1日現在													
区分	單	複	合計	市役所	市のオーナー	市役所	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ			
サバイバルグッズクラッカーカー	台		6,958	530	552	808	276	1,184	276	101	556	139	2,980	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141	1,141			
保存水(500ml)	箱		826	1	45			342	100	25	153														
保存水(200ml)	箱	本/箱	3,066	287	100	389	533	1,022			206														
毛布	枚		13,199	206	220	841	560	3,620	100	138	790	250	855	5,780											
敷きマット	枚		2,311											711	1,660										
レスキューシート	枚		4,456	140										1,110	3,260										
衛星トイレ	個		412								40		90	30	292										
トイレ袋セット	枚		17,902											5,792	15,100										
紙おむつ(新生児用)	枚		1,080											1,080											
紙おむつ(小児用:S)	枚		1,260											1,260											
紙おむつ(小児用:M)	枚		4,980											4,980											
紙おむつ(小児用:L)	枚		8,298											8,298											
紙おむつ(成人用パンツタイプ:M)	枚		2,754			612	612							4,540											
紙おむつ(成人用パンツタイプ:L)	枚		1,039											1,039											
紙おむつ(成人用テープ止めタイプ:L)	枚		312			190	136																		
尿取りパッド(成人用)	枚		5,905											3,465											
生理用品(絹用)	枚		7,070			380	480							6,210											
生理用品(綿用)	枚		8,953			289	288							8,377											
ほ乳ビン	本		313	33		40								240											
初ミルク(新生児用)	本		5,168	2,768										2,400											
初ミルク(乳児用)	本		2,690	1,400										1,400											
三角巾大	枚		340								90			300											
発電機	台		42	20		1					1		10												
医療販材	セット		6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1												

修 正 前												修 正 後														
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-2 備蓄倉庫・備蓄品一覧												頁 資-63														
○備蓄倉庫・備蓄品一覧												平成29年3月1日現在														
区分	單	複	合計	市役所	市のオーナー	市役所	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ	市役所セシ			
サバイバルグッズクラッカーカー	台		5,978	655	532	498	276	516	276	141	590	139	140	3,729												
保存水(500ml)	箱	(1本/箱)	820											291	100	25	149									
保存水(200ml)	箱	(1本/箱)	4,089	282	180	380	537	1,239																625		
毛布	枚		15,959	321	230	940	560	3,219	100	130	700	250	855	5,462	6,195											
敷きマット	枚		1,060											1,400												
レスキューシート	枚		5,060	140										1,660	3,295											
貿易トイレ	個		836																					217		
トイレ袋セット	枚		26,236																					17,609		
紙おむつ(新生児用)	枚		1,080																							
紙おむつ(小児用:S)	枚		1,260																							
紙おむつ(小児用:M)	枚		4,980																							
紙おむつ(小児用:L)	枚		8,298																							
紙おむつ(成人用パンツタイプ:M)	枚		2,754			612	612							4,540												
紙おむつ(成人用パンツタイプ:L)	枚		1,039											1,039												
紙おむつ(成人用テープ止めタイプ:L)	枚		312			190	136																			
尿取りパッド(成人用)	枚		5,905											3,465												
生理用品(絹用)	枚		7,070			380	480							6,210												
生理用品(綿用)	枚		8,953			289	288							8,377												
ほ乳ビン	本		313	33		40								240												
初ミルク(新生児用)	本		5,168	2,768										2,400												
初ミルク(乳児用)	本		2,690	1,400										1,400												
三角巾大	枚		340								90			300										100		
発電機	台		42	20		1					1		10										10			
医療販材	セット		6	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1										1	1	1	

修 正 前	
4 指定緊急避難場所・防災関連施設等 資料4-4 指定給水場	頁 資-65
○指定給水場	
地区名	場 所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
閑宿北部地区	閑宿公民館
閑宿中部地区	二川公民館
閑宿南部地区	木間ヶ瀬公民館
その他	東金野井浄水場 上花輪浄水場 中根配水場 木間ヶ瀬浄水場 桐ヶ作配水場 閑宿台町浄水場
耐震性貯水槽の設置場所 [岩名二丁目 39 番地 川間駅南中央公園内 三ツ堀 969 番地の 347 梅郷 5 号緑地]	

修 正 後	
修 正 理 由 所在地を修正するもの	
○指定給水場	
地区名	場 所
中央地区	中央出張所、清水台小学校、第一中学校、第二中学校
東部地区	東部公民館、中央公民館
南部地区	南部中学校、南コミュニティセンター、島会館
北部地区	北コミュニティセンター、七光台小学校、岩木小学校
川間地区	川間公民館、川間中学校
福田地区	福田公民館、福田第二小学校
閑宿北部地区	閑宿公民館
閑宿中部地区	二川公民館
閑宿南部地区	木間ヶ瀬公民館
その他	東金野井浄水場 上花輪浄水場 中根配水場 木間ヶ瀬浄水場 桐ヶ作配水場 閑宿台町浄水場
耐震性貯水槽の設置場所 [岩名二丁目 39 番地 川間駅南中央公園内 三ツ堀 988 番地の 38 梅郷 5 号緑地]	

修 正 前				
資料編 5 災害救助法・協定等 資料 5-7 災害時応援協定一覧（自治体等公共団体）			頁 資-87	
○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体） 平成29年3月1日現在				
市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後				
修正理由 協定の締結状況を時点修正するもの				
○災害時応援協定一覧（自治体等公共団体） 平成30年3月1日現在				
市町村名	市町村間の相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協 定 内 容
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 前						
資 料編	頁					
5 災害救助法・協定等 資料 5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）	資-90					
○災害時応援協定一覧（民間事業者）						
平成29年5月31日現在						
物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容			
(略)	(略)	(略)	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保			
災害時における物資の供給に関する協定	株ライフコーポレーション	H7.4.26				
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	パレスシステム千葉	H17.4.26				
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンノア店	H18.7.19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等			
(略)	(略)	(略)	(略)			
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	千葉県LPガス協会野田支部	H22.1.20	応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の優先供給			
災害時における救援物資提供に関する協定	カ・コーライトドリームヤハーン株式会社	H22.2.26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			

修 正 後						
修 正 理 由	防災関係機関の名称変更、追加及び削除を行うもの					
○災害時応援協定一覧（民間事業者）						
平成30年3月1日現在						
物資協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容			
(略)	(略)	(略)	災害時の緊急生活必需物資及び食料品等の確保			
災害時における物資の供給に関する協定	株式会社ライフコーポレーション	H7.4.26				
災害時における応急生活物資の供給等に関する協定	生活協同組合パレスシステム千葉	H17.4.26				
災害時における防災活動協力に関する協定	イオンリテール株式会社イオンノア店	H18.7.19	活動要員の派遣、活動用資機材の提供、生活必需物資等を供給、被災者に対して避難場所、飲料水、トイレ等の提供等			
(略)	(略)	(略)	(略)			
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	一般社団法人千葉県LPガス協会野田支部	H22.1.20	応急生活物資等（プロパンガス、コンロ、炊飯器など）の優先供給			
災害時における救援物資提供に関する協定	カ・コーライトドリームヤハーン株式会社	H22.2.26	情報提供・災害対応型自動販売機内飲料水の無償提供			
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アクティオ相営業所	H25.1.31	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供（水道事業）			
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	新光電機株式会社野田営業所	H26.6.1	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供（水道事業）			
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社カナモト	H26.6.1	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供（水道事業）			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)	(略)	(略)	(略)			
災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	千葉リース工業株式会社野田営業所	H29.6.1	災害時におけるレンタル機材の優先的な提供（水道事業）			
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H29.11.21	住宅地図等の提供			
災害時における福祉用具等物資の供給等の協力に関する協定	一般社団法人日本福祉用具供給協会	H30.2.16	災害時の物資（福祉用具、衛生用品等）の供給協力			

修 正 前			
資料編 5 災害救助法・協定等 資料 5-7 災害時応援協定一覧（民間事業者）		頁 資-90、91	

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	災害時の医療救護活動についての協定書	野田市医師会	S60.11.9	災害時の医療活動の要請
	災害時の応急救護活動についての協定書	千葉県柔道整復師会 野田・流山支部野田地区	H11.8.27	医療活動に関する協力
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	野田市歯科医師会	H16.8.12	災害時の歯科医療活動の要請

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	株式会社東芝 東関東支店	H28.12.1	水道施設の災害復旧設備工事等に関すること

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29.2.17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等

修 正 後				
修正理由 防災関係機関の名称変更、追加及び削除を行うもの				

	救急救護協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
救急救護協定	災害時の医療救護活動についての協定書	一般社団法人 野田市医師会	S60.11.9	災害時の医療活動の要請
	災害時の応急救護活動についての協定書	公益社団法人 千葉県柔道整復師会野田・流山支部野田地区	H11.8.27	医療活動に関する協力
	災害時の歯科医療救護活動についての協定書	一般社団法人 野田市歯科医師会	H16.8.12	災害時の歯科医療活動の要請

	災害復旧協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
災害復旧協定	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	東芝インフラシステムズ株式会社 東関東支店	H28.12.1	水道施設の災害復旧設備工事等に関すること
災害復旧協定	災害時の応急復旧業務に関する協定	横河ソリューションサービス株式会社 浜野営業所	H29.4.1	災害時における水道施設の機能回復を図るための応急復旧業務
	災害時における施設応急復旧対応等の協力に関する協定	福井電機株式会社	H29.6.1	災害時における水道施設内設備の機能確保及び復旧を図るとともに、災害の拡大防止と迅速かつ的確に復旧対応すること

	相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
相互応援	災害時における野田市と野田市内郵便局の協力に関する協定	日本郵便株式会社 野田郵便局 川間郵便局 野田市内の簡易郵便局	H29.2.17	避難者情報確認シート等の情報の相互提供及び郵便物の料金免除等

修 正 前			
資料編 5 災害救助法・協定等 資料5－7 災害時応援協定一覧（民間事業者）	頁 資-92		
相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

修 正 後			
修 正 理 由	防災関係機関の名称変更、追加及び削除を行うもの		
相互応援協定名	協定締結先	締結年月日	協定内容
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
災害時における放送等に関する協定	株式会社ジェイコ ム東葛葛飾 株式会社ジェイコ ムイースト東関東 局	H29. 7. 19	災害情報の放送要請
災害時における理容生活衛生 関係業務の提供に関する協定	千葉県理容生活衛 生同業組合野田支 部	H29. 8. 21	散髪等の理容サービスの提供

施設利用協定名			
協定締結先	締結年月日	協定内容	
災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立関宿高等 学校	H27. 12. 17	災害発生時等の施設利用
災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立野田中央 高等学校	H27. 12. 17	災害発生時等の施設利用
災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立清水高等 学校	H27. 12. 17	災害発生時等の施設利用
災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	千葉県立関宿城博 物館	H28. 9. 20	災害発生時等の施設利用
災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	学校法人東京理科 大学	H28. 11. 1	災害発生時等の施設利用
災害時における指定避難所等の施設利用に関する協定	学校法人千葉武陽 学園 西武台千葉 中学校 西武台千 葉高等学校	H29. 3. 8	災害発生時等の施設利用

修 正 前					
資料編 6 風水害・土砂災害 資料6-1 警報・注意報の発令基準一覧		頁 資-92			
○警報・注意報発表基準一覧					
平成 26 年 10 月 9 日現在 発表官署 銚子地方気象台					
府県予報区	千葉県				
野田市	一次細分区域	北西部			
	市町村等をまとめた地域	東葛飾			
警報	大雨	浸水害	雨量基準 平坦地：1時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm		
		土砂災害	土壤雨量指數基準 127		
	洪水	雨量基準	平坦地：1時間雨量 60mm 平坦地以外：1時間雨量 70mm		
		流域雨量指數基準	—		
		複合基準	平時雨量 50mm かつ 流域雨量指數 江戸川流域=5		
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部「茅吹橋」、江戸川〔西関宿・野田〕		
		暴風	平均風速 20m/s		
		暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う		
		大雪	降雪の深さ 24時間降雪の深さ 20cm		
		波浪	有義波高		
高潮	潮位				
注意報	大雨	雨量基準 1時間雨量 40 mm			
		土壤雨量指數基準 109			
	洪水	雨量基準 1時間雨量 40 mm			
		流域雨量指數基準 —			
		複合基準	平坦地：3時間雨量 30mm かつ 流域雨量指數 江戸川流域=5		
		指定河川洪水予報による基準	利根川中流部「茅吹橋」、江戸川〔西関宿・野田〕		
		強風	平均風速 13m/s		
		風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う		
		大雪	降雪の深さ 24時間降雪の深さ 5 cm		
		波浪	有義波高		
高潮	潮位 落雷等により被害が予測される場合				
融雪	視程 100m				
濃霧	最小湿度 30% で、実効湿度 60%				
乾燥					
なだれ					
低 温	夏季(最低気温) : 銚子地方気象台で 16°C 以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温) : 銚子地方気象台で -3°C 以下、千葉特別地域気象観測所で -5°C 以下				
	霜	4月1日～5月31日 最低気温 4°C 以下			
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm				

修 正 後			
修 正 理 由 気象庁の基準変更に伴うもの			
○警報・注意報発表基準一覧			
平成 29 年 7 月 7 日現在 発表官署 銚子地方気象台			
府県予報区	千葉県		
野田市	一次細分区域	北西部	
	市町村等をまとめた地域	東葛飾	
警報	大雨	浸水害	表面雨量指數基準 20
		土砂災害	土壤雨量指數基準 流域雨量指數基準 複合基準 指定河川洪水予報による基準
	洪水	—	江戸川流域=6.8 江戸川流域=(10, 8.7)
		暴風	平均風速 20m/s
		暴風雪	平均風速 20m/s 雪を伴う
		大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 10cm
		波浪	有義波高
		高潮	潮位
		大雨	表面雨量指數基準 土壤雨量指數基準 流域雨量指數基準
			江戸川流域=5.4 江戸川流域=(5, 7.8) 利根川流域=(5, 81.3)
注意報	洪水	複合基準 指定河川洪水予報による基準	利根川中流部「茅吹橋」、江戸川〔西関宿・野田〕
		強風	平均風速 13m/s
	風雪	平均風速 13m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ 12時間降雪の深さ 5 cm	
	波浪	有義波高	
	高潮	潮位 落雷等により被害が予測される場合	
	雷		
	融雪		
	濃霧	視程 100m	
	乾燥	最小湿度 30% で、実効湿度 60%	
なだれ			
低 温	夏季(最低気温) : 銚子地方気象台で 16°C 以下の日が 2 日以上継続 冬季(最低気温) : 銚子地方気象台で -3°C 以下、千葉特別地域気象観測所で -5°C 以下		
	雷	4月1日～5月31日 最低気温 4°C 以下	
	着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合	
	記録的短時間大雨情報	1時間雨量 100mm	

修 正 前		修 正 後						
資料編 6 風水害・土砂災害 資料 6-3 水防法第15条第1項に規定する浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域等における要配慮者利用施設	頁 資-94、95	修正理由 土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設を追記するもの						
保育園・幼稚園 (略) ○高齢者施設 (略) ○障がい者施設 (略) ○その他の施設 (略)		○保育園・幼稚園 (略) ○高齢者施設 (略) ○障がい者施設 (略) ○その他の施設 (略) <u>○土砂災害警戒区域等指定地における要配慮者利用施設</u> <table border="1"> <thead> <tr> <th>NO</th><th>施設名</th><th>所在地</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>野田市老人福祉センター</td><td>野田市瀬戸 270</td></tr> </tbody> </table>	NO	施設名	所在地	1	野田市老人福祉センター	野田市瀬戸 270
NO	施設名	所在地						
1	野田市老人福祉センター	野田市瀬戸 270						